

烈祖成績七

烈祖成績卷之七

文禄二年（一五九三）至

慶長四年（一五九九）

文禄二年癸巳正月、神祖肥前名護屋に在り、世子江戸城に在り、賀正を受く。家忠

日記・松栄紀事

六日、明の提督李如松等平壤を攻む。小西行長堅守し之を拒ぐ。互に死傷多し。

行長衆寡敵し難きを慮り、夜軍を潜め城を出で龍泉寨に拠る。

二十七日、小早川隆景・立花宗茂・羽柴秀包、李如松等と開城に大戦し之を破り
一万余人を殺す。如松敗走す。加藤光泰・長谷川秀一・木村定光等南安府寨に進
攻し利不^{あら}ずして退く。隆景・行長王城を出で之を迎へ兵を引き還る。明兵二十万
開城に入り之を守る。平壤開城は朝鮮別都たる故に如松之に拠る。

三月、加藤光泰・細川忠興 即長岡越中守、是後皆従本書所有書細川 ・長谷川秀一・木村定光

等七將晉州城を攻む。晉州、朝鮮の名城たり。王城を去ること四日程。始め李えんの義州に奔るや、累代の宝器を城中に蔵し鋭兵二万をして之を守らしむ。七將の兵敗死する者勝あげて計かぞふべからず。僅かに免れて王城に歸る。年譜・家忠日記・朝鮮征伐記・

秀吉譜・松榮紀事 諸將連署し名護屋に上書して曰はく、「明兵二十万開城に在り。我兵

十万王城を守ると雖へども彼能く地形を知り且は其の兵日増月盛なり。我兵多からず之を殲すを得ず。試みに晉州城を攻むるも堅く抜けず。黄海・忠清二道を拳ぐと雖へども彼の民險隘きんに麇集きんし以て道路を寨ふさぐ。全羅・慶尚二道其の半を拳ぐと雖へども我兵既に過ぐれば則ち彼出でて之を尾撃す。城壘を多く築き要害に拠守せんと欲すれば則ち我兵足らず。請ふ、援軍を賜へ。則ち速やかに提督と決戦し破竹の勢に乗らば燕京に攻め入ること亦難からず」と。秀吉之を然りとし乃ち毛利甲斐守秀元を以て將となす。秀元初名安元、伊豫守元清子、元就孫輝元子養之二万余兵を帥み渡海し之を援く。秀吉、日に神祖及前田利家と軍事を議り援兵を増さんと欲す。

然るに行台（名護屋駐在所）の兵十萬之を分くるを得ず。京師大阪の兵衆多しと雖へども皆警衛に備へ亦分くべからず。故に増すべく**の兵無し**。秀吉流涕して曰はく「吾小国に生まれ兵衆多からず、明地を**踏**（踏）藉し以て吾志を伸ばすを得ず。此れ終身の憾みなり」と。聞く者皆其の大志有るを歎ずるなり。秀吉、諸將久しく行台に在り、**疲敝倦怠**（弊）するを慮り、或は雜劇を作し或は点茶設宴し以て之を慰勞す。朝

鮮征伐記・秀吉譜・松榮紀事

是月、江戸城修築功竣す。家忠日記・松榮紀事 是に先んじ、沈惟敬燕京より開城に至る。

石星の意を述べ和親の事を説く。李如松聴かず。然れども石星・宋應昌、和議を生むに力む。小西行长素和親を好みて平壤の戦に惟敬を疑ふ。用聞し甚だしくは之を信ぜず。惟敬再び燕京に帰り密かに石星と謀る。

四月十八日、監生徐一貫・生員謝用梓を以て使と為し、多く金帛を齊し行長に賂し以て和親を為す。諸將久役に疲れ糧餉頗る匱し。故に和議を悦ぶ。三奉行増田

長盛・石田三成・長束正家と議り兵を引き釜山浦城に退保せんと欲す。而るに退兵に艱(難)く小早川隆景の議により火を諸營に縦ち煙焰(炎)に乗じて去る。明兵敢へて之に進まず。諸將善山府釜山浦に抛り以て明の使者に持(対)す。秀吉譜・朝鮮征伐記・松榮

紀事

六月三日、松平弥九郎景忠卒す。家忠日記 惟敬、一貫・用梓と名護屋行台に至り拝謁す。秀吉悦ぶ。秀吉譜係五月。今従家忠日記・朝鮮征伐記・松榮紀事 一貫を神祖の營に、用梓を前田利家の營に館せしめ晨夕之を享す。創業記・秀吉譜・年譜附尾並曰、用梓入神祖營。一貫

入利家營。按ずるに、一貫の班(順序)用梓の上なり。宜しく神祖をして之に主せしむべし。今家忠日記・松榮紀事に従ふ。一貫唯吾と号し、用梓龍巖と号す。 秀吉、両使及び惟敬に物を厚く賜ふ。既にして両

使帰を告ぐ。秀吉、行長及び三奉行を諭し臨海・須和二王子及び従臣を本国に還さしむ。李えん亦義州より王城に還る。朝鮮士民安堵すること故の如し。行長、内

藤飛驒守如安をして両使の入明に従ひ石星と儀に面せしむ。抛朝鮮征伐記、如安丹波人。粗

(ほぼ)涉(関)文学。行長、欲先馳声勢故更小西氏。按ずるに、明及び朝鮮の書に小西を飛者と称するは是なり。星、

惟敬の功を明主に奏し仮に游撃將軍と号す。

臣按ずるに、沈惟敬は市井の無頼にして舞智揣摩(しまゝ自分流に他人をおしはかる)鼓弄

(こころう＝言いつのる)。司馬石星變詐(いつわる)百出す。星、和議を主るに力め、惟

敬を謬(いつわ)り謂(い)ふ。緩急(危急)恃むべき故に衆議を排して之を用ゐる。惟敬、平壤・

釜山の間を往来し我情を覘(うかが)ふ。実は小西行長、加藤清正の進取の功を沮(は)まんと

欲す。故に惟敬と表裏を相為し太閤を欺誑(きぎょう)す。皆私を挟(は)み険を行ふ、国家の為

にする者に非ざるなり。徐一貫・謝用梓の名護屋に使用するは実は神宗の知らざ

る所にして惟敬の私に為す所なり。夫二国の歡を合せ戎馬の紛を解くは極めて

重事たり。監生・生員は行人(使者)の職に非ず。豈に能く之を弁ぜんや。神宗果

たして此の輩を以て使と為さば則ち国体を虧(き)損(く)すること斯く甚だしきを為(な)

す莫し。太閤其の詐を知らず以て信然と為し二人を接遇すること甚だ厚し。武

将文事を習はず固もとより定かならずしも怪しむ無し。而して禅僧承兌・靈三・永哲の徒皆惟とばりの幄とばりに侍し以て顧問に備ふ。僅かに文字を知り筆札を給すのみ。朝憲国曲(典)、彼曹烏なんぞ能く之れ潭潭たんたん(奥深い)たるを知らんや。幕府皆惟敬の給する(巧みに言う)所と為る、惜しいかな。四年に至り神宗、李宗城・揚方亨を以て使と為して惟敬の姦始めて彰あけかなり。石星之に坐し下獄死す。惟敬相踵し誅に伏して朝鮮再び兵禍に罹る。小人の、国家を誤つこと其れ畏るべきかな。

秀吉、諸將の晉州に敗るるを以て恥と為す。故に和親未だ成らざるの時に際して之を抜かんと欲す。浅野長政・黒田如水をして官兵衛孝高剃髮号如水。注于天正十二年 書を齊そろへ朝鮮に往かしむ。加藤清正・小西行長及び三奉行を諭し兵を進め晉州を取る。

二十一日、懲愆録曰、八日而城陷故係是日 毛利秀元・小早川隆景・黒田甲斐守長政 如水子、初称吉兵衛、領筑前更筑前守 ・浅野長政・伊達政宗・宇喜多秀家等晉州城を攻む。清正・

行長前鋒を為し牧司(地方長官) 徐禮元・判官成守璟けい晉州城を堅守す。壁険峻にして

輒ち抜くを得ず。諸將悉力之を攻む。

二十八日、城陥ち禮元を斬り城兵二万五千余人を殺す。懲毖録曰、軍民死者六万余人 禮元の首を醢しおにし行台に送る。秀吉大いに喜ぶ。年譜・家忠日記・朝鮮征伐記・秀吉譜・松榮紀事・懲

毖録 李えん 王城に還り纔か閏月えつげつ（ひと月）にして晉州城陥つ。えん 大いに驚き急を明の諸

將に告ぐ。時に吳惟忠、善山府に屯し劉綎、大丘府に屯す。駱尚志、南原を守り、

李如松猶ほ開城に在りえん の声援を為す。如松、沈惟敬を召き之に譲る。惟敬、釜

山浦に往き行長の負約（約束にそむく）を責む。行長怒りて曰はく「汝和議を主ると雖へども明兵累かさね朝鮮に入る。是汝我を欺くなり」と。

九月、惟敬、燕京に還り連ついでで李如松・劉綎等を召還するを石星に請ふ。星、朝に奏し明主之を許す。如松兵を引き還る朝鮮征伐記・秀吉譜・松榮紀事 諸將皆去り唯だ劉

綎・吳惟忠・王必迪等万余人のみ焉に留む。朝鮮中外飢困し重ね厲疫を以て死亡し殆ど尽く。人心益恐る。懲毖録 秀吉、明主和儀の報未だ至らざるを以て以為へら

く惟敬我を欺くと。日夜神祖及び前田利家と謀議す。一日、黒田如水牆（へい）を隔て之を聞く。入りて曰はく、「去年朝鮮に発兵するに新田殿（家康殿）或は利家を以て大将と為し、号令一人より出でなば則ち衆心純壹に、向ふ所必ず克たん。然らずんば、兵を知る臣等の如き者を遣はし詭計秘策し宜（ぎ）に随ひ設施せば則ち朝鮮を取るに何ぞ之れ難からん。方に今清正・行長有り、年壯氣鋭。唯だ驍勇を矜り未だ軍旅を習はず。且二人の積（心ぐみ）相能（よ）からず。清正令を出せば則ち行長之を壊し、行長法を置けば則ち清正之を沮む。故に朝鮮人民依憑する所無し。萍梗蓬軒（へいこう）（根無草のごとく不安定）皆土著（着）の念無し。我兵の過ぐる所、朝鮮三道の野青草無く悉く廢墟と為る。諸將久しく成り勞勩（ろうえい）（疲れ）矜（あわれ）むべし。国弊れ民疲れ功必ず成り難し」と。秀吉之を然りとし以為へらく千里暴師（大軍を興す）し兵疲れ衆沮（なす）まば（くじける）則ち恐らくは内訌有らんと。乃ち神祖及び利家・蒲生氏郷・浅野長政を招き謂ひて曰はく、按（あ）ずるに、

上文六月、如水・長政、朝鮮に使す。其の後諸書其の還るを書かず。今考する所無し、「釜山浦の諸將徒らに

懷上(主)の累有りて進取の心無し。吾親ら帥師すいし以て朝鮮水陸軍を征するに如かず。民宜しく此の意を体すべし。日本全て之を新田殿(徳川殿)に付し吾復ふたびは意を勞せず。須らく利家を以て左協(旅団)と為し氏郷を右協と為し吾中協を督すべし。各將十萬兵三協總三十萬人、三韓を掃蕩し直ちに明地に入り燕京を奪ひ以て位号を正さん。誰か能く之を遏(留)めんや」と。神祖之を聞き大いに怒りて曰はく「下官(私)壯年より武を以て業と為す。未だ嘗て敗衄(負け戦)せず。今何な為すれぞ日本を座守して留寄の任を受けんや。子公、縦たとひ屢しばしば命いのちずとも下官決意し渡海すのみ」と。言未だ畢らざるに長政進みて曰はく「狐の妖を為すこと嘗て之を聞くと雖へども今始めて之を見る。意おも心に其の狐媚太閤を蠱惑こわくして平日の太閤に復するに非ず。請ふ、新田殿怒馬(馬)すること勿れ」と。秀吉怒髪直上して曰はく「豎子じゅし、悖慢はい無礼之れ甚だし」と。因りて其の刀を扣おふ(刀を抜こうとする)。利家・氏郷之を抱持して曰はく「彈正(長政)、吾曹(われら)之を誅つ。豈に殿下の刃を汚すに足らんや」と。長政

懼れず徐おもむろに曰はく、「吾輩数百人斧ふしつ鑕（処刑台）に伏すと雖へども憂ふるに足らず。今天下人民朝鮮の役に供し一日として身を休むるを得ず。丁壮軍旅に苦しみ老弱転漕に罷る（役として兵糧を運ぶ）。愁怨の声街衢がいくに盈みつ。殿下令（今）日航海せば則ち明日必ず群盜の蜂起蟻同（動）有らん。新田殿此に在りと雖へども、独り奇策を運びて何ぞ能く一辺たりとも田海（四）の乱を削平せんや。願はくは航海の議を輟やめ朝鮮の師（軍勢）を班かえせ。速やかに京師に還り以て根本を固めて長久の計を為さば則ち国家幸甚ならん」と。秀吉の怒り益甚だし。利家・氏郷之を叱し退かしむ。長政帰營し罪を待ち居ること数日。健歩（健脚の通信係か）肥後より来報して曰はく、「薩摩人梅北宮内左衛門、群盜を招集し佐敷城を攻め陥す。秀吉譜・浅野家譜、作熊本城、今從清正記・松榮紀事 國中党丁賊者多し」と。秀吉大いに駭き神祖と議す。長政を召して曰はく、「今汝の子左京大夫幸長をして兵を將る賊を撃たしむ」と。長政大いに喜ぶ。秀吉、又神祖に謂ひて曰はく、「宜しく本多中務大輔を以て副と為すべし」と。神祖即ち

忠勝を召す。秀吉、忠勝に謂ひて曰はく「幸長年尚ほ少く未だ兵機に曉せず。軍中の事大と無く小と無く汝宜しく之を決すべし」と。幸長・忠勝拝謝し即ち肥後に赴く。既にして健歩又来報して曰はく「清正の留守の臣、宮内左衛門を誘殺し、余党悉く平ぐ」と。行長・忠勝中路より還る。秀吉、長政を肥後に遣はし之を綏撫す。松栄紀事、秀吉與神祖・利家謀議、以下至遣長政于肥後、置元年七月。惟敬與行長議和下。家忠日記、無如

水・長政之事。而書肥後賊起於先年七月。創業記、以神祖對秀吉之辭係是年。朝鮮征伐記・秀吉譜係是年。内藤如安入明報問未至下事、勢宣然。今從三書置于此

臣按ずるに、近世藤井臧（藤井懶齋らんさい）著す『（そ）国朝諫諍録』、浅野長政の諫を載せ論じて曰はく「孔子曰はく『人遠き慮無ければ必ず近き憂有り』と。信（まこと）なり。

豊臣公将に大明に入らんとし未だ発せずして梅北の事あり。若し長政冒死（命をかける）以て進言せず、公をして卒に大洋を踰えしめば則ち蕭牆（国内）の憂豈に量るべけんや」と。因りて齊の顔燭、景公を諫し元の王盤、世祖を諫する二事を

引きて曰はく「顔燭・王盤俱に其の主をして遠慮有りて近憂無からしめんと欲する者なり」と。其の主、一に則ち諫に従ひて国を失はず、一に則ち従はずして大いに武を黷す。けが併しかしながら我豊臣公との事皆後世の人之を居お(ママ)くや、宜しく深察すべき所にして、顔燭・王盤・長政の至忠又以て人臣千載の炯鑑けいかん(物事を見抜く力)たるべし。蔵そうの援引とつ当たり(当たっている)。故に臣表して之を出す。

八月三日、秀吉の側室浅井氏、子を生み名づけて拾麻呂と曰ふ。即右大臣秀頼詳于下文慶

長元年 関白秀次書を行台に馳せ之を告ぐ。秀吉大いに喜び軍政を神祖及び利家に

(委力)(軽) 秀 雖舸に乗り大阪に還る。

二十九日、神祖名護屋より大坂に至り之を賀す。年譜・創業記・家忠日記・朝鮮征伐記・秀吉譜・

松栄紀事

閏九月二日、世子京師に如き之を賀す。家忠日記・松栄紀事

十月十四日、神祖京師を発す。

二十六日江戸城に還る。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事 加藤清正、小西行長と協せずしばしば屢

和議を破らんと欲す。内藤如安の報未だ清正に至らず、以て明人の之を殺すと為す。

十一月三日、兵を率ゐ安康を攻む。明將劉縉慶州より来救す。清正伏を設け之を撃破し三百余級を得。縉慶州に遁れ歸る。年譜・家忠日記・秀吉譜・松栄紀事

十二月、内藤如安燕京に抵り明主に謁す。司馬石星之を待すること甚だ厚し。九卿科道左闕に會議す。如安、星と論弁す。和議遂に成る。如安釜山に歸り沈惟敬亦至る。秀吉報を聞き行長等をして釜山側近数城を成らしむ。其の余の諸將撤兵し歸休す。石星、如安の言を明主に奏す。明、正許し、秀吉を日本国王として封

ず。朝鮮征伐記・秀吉譜・松栄紀事

是歳、神祖、大久保忠鄰を以て世子傳ついでと為す。忠鄰天正の初め奉行と為り是に至り世子を補佐す。家忠日記・大久保系図 保科正光從五位下に叙せられ肥後守と為る。家

三年甲午、前関白秀吉、天下の政事を以て拾麻呂に授けんと欲す。而るに関白秀次遜讓の意無し。故に先づ拾麻呂をして大阪城に居せしめて伏見に築城し自ら之に居す。諸侯に命じ役丁を出さしむ。

二月、神祖、(第)関東将士に神原康政弟に於て会ふ。徭錢を貸し役夫(工事資金と人夫)を

差し食邑一万貫毎に三百丁を出す。家忠日記、日二百人、今従松栄紀事 神祖京師に如く。諸将名護屋に在る者皆大阪に來り。

二十七日、秀吉大和に遊び吉野山の花を看る。神祖來会す。関白秀次・権中納言

豊臣秀保以下 秀保、秀次第、為大和大納言秀長養子 前田利家・伊達政宗等焉に従ひ稽留(と

どまる) すること二日。和歌会を作り歡を尽くして歸る。創業記・太閤記・家忠日記・秀吉譜・

松栄紀事

三月七日、伏見城を經始す(工事始め)。凡そ役二十五万丁。関る関東諸將伏見に在り

董^(勤)役す。

十四日、神祖伏見に如き之を按視す。家忠日記・松栄紀事 是春、前関白秀吉親^{みずか}ら申樂(能)を禁庭に作^なし、神祖及び前田利家亦親ら之を作す。創業記

四月二十九日、秀吉有馬温泉に浴し、神祖平巖親吉を以て使と為し之を訊^{たず}ぬ。家忠

日記・松栄紀事

是月、秀吉、神祖に永井直勝を従五位下に叙し豊臣氏を授け右近太夫と為すを請ふ。家忠日記

六月三日、秀吉伏見に如き修築を督す。

五日、神祖秀吉を旅寓に享す。創業記・家忠日記・松栄紀事

十九日、神祖伏見より京師に還る。

九月、小田原城主大久保七郎右衛門忠世卒し、子相模守忠鄰嗣ぐ。家忠日記

是秋、伏見城落成し秀吉焉に徙居^{しきよ}す。松栄紀事

是歳、秀吉、神祖を諭し其の弟^(第)二女を以て池田輝政に嫁せしむ。家忠日記・松栄紀事、

第二女初適北條氏直、見天正十一年 世子首服を大久保新十郎に加へ諱字を授け名づけて忠常と曰ふ。大久保家譜、忠常相模守忠鄰長子、後任加賀守 又首服を西郷孫九郎に加へ諱字を授け

名づけて忠員と曰ふ。前車後語集、忠員、弾正左衛門家員長子

四年乙未正月朔、神祖及び世子聚楽に在り。群臣弟^(第)に入り賀正す。家忠日記・松栄紀事、

按ずるに、二年閏九月、世子京に入り秀頼の生るるを賀す。其の後諸書江戸に帰るを書かず。蓋し、京師に留在するなり。今考する所無し

二月、会津城主蒲生飛騨守氏郷卒す。其の子鶴千代尚ほ幼し前関白秀吉、氏郷の功を念ひ鶴千代をして襲封せしむ。書を賜ひ宰臣をして之を護らしめ神祖の弟^(第)三女を以て之に嫁す。長じて藤三郎と称し名は秀行、飛騨守と為る。創業記・家忠日記・

松栄紀事

三月二十八日、神祖、前関白秀吉を聚楽弟^(第)に享す。秀吉駕車して来たり。享礼甚

だ盛んなり。神祖白金三万両家忠日記作二万両、今従年譜・松栄紀事・雑彩衣服一百領・綿一千屯・八丈島あわせ五百端・褶三百端・長光大刀・光忠刀・行光薙刀・良馬一匹を奉る。世子白金三千両・衣服五十領・越後布一百端・良馬一疋を奉る。秀康衣服三十領を奉る。将士に至るまで衣服を献じ各差有り。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

五月三日、神祖京師を出で江戸に還る。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事、按ずるに、江戸に至る日、諸書闕く。所見無し 発に臨み神祖密かに世子に戒して曰はく「関白秀次、将に太閤の意に忤さかはんとす。秀次、汝を誘ふも慎みて之に覚する勿かれ」と。年譜附尾・松栄

紀事

是月、世子、首服を奥平信昌第三子に加へ諱字を授け名づけて忠政と曰ふ。時に年十六。家忠日記、慶長二年為菅沼定利養子七年賜松平氏、称松平撰津守 関白左大臣秀次の淫虐日に甚し。数登城し鳥銃を放ち行人を殺し以て楽と為す。往年秀吉服闋ふくけつ（喪が終わる）し又名護屋に赴く。世人皆謂ふ、秀吉既に老い秀次宜しく其の勞に代ふべしと。而

るに秀次曾て意を經めず、黒田如水之を切諫するも秀次納めず。国朝諫諍録、引秀吉譜詳

載如水之諫、論曰、如水謹言可謂忠告而善道之者也。然不関神祖之事。故不載其言。而但書切諫之 拾麻呂生る

るに及び秀吉、嗣として立てんと欲す。増田長盛・石田三成等其の旨を希ひ罪戾（罪

過）を攬撫（ひろう）し譖愬（しんそ）交至る。太閤記・秀吉譜

七月三日、秀吉、其の反計有るを聞き増田長盛・石田三成・富田知信等を聚楽に

遣はし之を詰問す。秀次、他無きを誓ひ伏見に至り陳謝す。秀吉聴かず。秀次世

子を質として取らんと欲し、夫の未明使を遣はし之を享すを請ふ。大久保忠鄰・

土井利勝、其の使に謂ひて曰はく「黄門未だ寝より出でず。当に黎明を俟ち之を

告ぐべし」と。使還り又来り、頻りに請ふ。忠鄰・利勝相議り速やかに世子をし

て伏見邸に潜往せしむ。衆、大路と竹田間道と孰れ宜しきかを胥議る。議決せず。

利勝曰はく「当に大路を取るべし」と。衆之に従ひ駕を促して去る。従者僅かに

五、六人。忠鄰聚楽第に留在す。秀次数使を遣はし之を請ふ。忠鄰曰はく「黄門

茶会の約有り。暁伏見に赴く」と。秀次之を聞き其の及ばざるを悔やむ。世子、伏見に至り秀吉に謁す。秀吉大いに喜び之を称めて曰はく、「真に新田殿の子なり」と。創業記・家忠日記・松栄紀事乃ち書を神祖に遣はし秀次の罪状を告ぐ。

八日、秀吉、秀次を高野山にたく謫し其の二子及び寵妾侍女二十余人を収む。

十五日、福島正則・福原直孝・池田伊予守を高野山に遣はし秀次の死を監しむ。

秀次自殺し寵臣木村定光・白江備後守・熊谷大膳亮等皆誅せらる。

是日、神祖、秀吉の書を見江戸城を発し京師に如く。

二十日、三島に至り秀吉の書又至り秀次を殺すを告ぐ。神祖兼程（一日に二日分進む）して行く。

二十四日、伏見に至り秀吉に謁す。秀吉、神祖の速やかに来るを悦び秀次の逆謀有るを語る。秀吉、秀次の二子及び妾二十余人を三条河原に殺し一つあな坎えいに同瘞（埋）し畜生塚と号す。秀次の党と一柳右近将監とを神祖の第に幽し其の余各、諸侯を

して之を幽するを命ず。太閤記・家忠日記・秀吉譜・松栄紀事

臣按ずるに、関白秀次斗筭とそう（度量の狭い）の器を以て鼎鼐ていだい（宰相の位）の任に居し驕奢淫佚いんいつ

（度を越えてみだら）為人子の道を失す。其の首領を保たざるは宜うべなり。太閤の戮りく其

の孥どに及ぶ、何ぞ其れ惨たるや。之を一坎かんに瘞うずめ畜生塚と号す。梟（梟）たして何の謂い

あらんや。後趙の石虎、太子邃及び其の妃張氏并男女二十六人を殺し同じく一

棺に埋む。太閤虎の所為を知らざるも其の事相類す。豈に残忍の性期せずして

適たまたましか然そまたらんや。抑又甚たまたまだしきかな

是に先んじ、秀吉、側室浅井氏の妹を養ひ子と為す。

九月十七日世子に嫁す。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事、夫人浅井長政季女、贈従一位崇源院太夫人

是也

是歳、神祖第八子仙千代麻呂生まる。平巖親吉をして之を子として養はしむ。徳川

家譜・源流綜貫 奥平家昌従五位下に叙せられ大膳大夫と為る。家忠日記・松栄紀事

慶長元年丙申正月、神祖京師に在り。

十六日、前関白秀吉、東国役下(丁九)を発し河内堤を築く。家忠日記・松栄紀事

五月十一日、神祖正二位に進み内大臣と為る。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事係八日、今從

公卿補任 松平家乗從五位に叙せられ和泉守と為る。家忠日記

十三日、秀吉の子拾麻呂、秀頼と命名し從三位に叙せられ参議と為る。時に四歳。

家忠日記・松栄紀事並云、是日秀頼為權中納言、誤、今從公卿補任 秀吉之を抱き同車し入朝す。神祖

も亦駕車入朝す。永井直勝・内藤康成 家忠日記作安成、松栄紀事作康成、考内藤系図並無安成、未

知為誰 ・松平正久・豊島正次、隨身を為す。

七月十五日、秀吉、伏見牙城(本城)を木幡山に築く。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

閏月十二日夜、京師の地大いに震ふ。土裂け水湧き伏見城中の殿舎悉く倒る。侍

女婢妾死する者五百七十余人。神祖の第、門楼顛倒し加加爪隼人正圧死す。家忠日記・

秀吉譜・松栄紀事 是に先んじ明主、臨准侯李宗城を以て正使に充て 朝鮮征伐記・秀吉譜並曰、

臨准侯、李言終子、宗城。明記事本末直書臨准侯李宗城蓋襲爵也 都指揮揚方亨を以て之に副ふ。同

じく沈惟敬冊使（爵位を授ける使）を来聘す。久懷觀望（成行きをうかがう）稽留すること二年、是春始めて釜山に至る。惟敬使臣を奪ひて之に代らんと欲し陰かに宗城を怵す（おどす）。宗城懼れ璽書（天子押印の文書）を棄て夜遁る。明主、方亨を以て使に充て惟敬を神機營衛かん（天子の意を伝える官）に加へ之に副ふ。加藤清正・小西行長兵を引き伏見に還る。

八月、方亨・惟敬及び朝鮮使黃慎・朴弘長、界津に至る。

二十九日、伏見に赴く。秀吉、宗対馬守義智の臣義智讚岐守義調子 柳川豊前調信しげのぶをして朝鮮二使を責めしめて曰はく、「朝鮮王子何ぞ自ら再造（生き返る）の恩に来謝せざる。而して卑官を以て使と為し我を辱むるか。明使と同じくは謁する勿れ」と。

二使驚悸し行長に就き之を謝す。秀吉聴かず。家忠日記・松榮紀事・明記事本末・懲感録

九月朔、方亨・惟敬伏見城に登り秀吉に謁す。惟敬、金印・冕服へんぶく（高位の礼装）を奉る。

反りて諸侯に冠服を授く。其の品級かえに随ひ之を用ゐる。

翌日、冊使を亨す。秀吉緋衣ちやくを著し戴冕し中央に坐す。冊使席を隔て其の右に坐す。神祖及び前田利家等公卿七人冕服を著し其の左に座す。其の余諸臣ついで次を以て（序

列順に）班列す。亨礼甚だ精豊なり。宴畢はり冊使出で秀吉花園亭に入る。僧承兌・

靈三・永哲を召き誥命を讀ましむ。「爾なんじを日本国王として封ず」の語を聞くに至り

嗔目し大いに怒りて曰はく「吾既に日本を統領す。何ぞ明王の封爵を仮りんや。

初め行長告げて曰はく、明王吾を封ずるに大明国王と為すと。故に朝鮮の師を召

還す。行長吾を欺く。須らく亟すみちかに之を誅すべし」と。承兌諫めて曰はく「中国

甚だ大なり。故に外国其の封を受くるを例ならわしとす。殿下威名異域に播す（広がる）。故

に明帝冊書を奉る。誠に皇朝の輝光なり。宜しく冊使を善遇し以て隣好を結ぶべ

し」と。秀吉の怒り少し解く。然れども行長の欺罔ぎもつを憤り怒未だ止まず。行長謝

して曰はく「此れ臣の所為に非ず。皆三奉行の指揮する所なり」と。因りて書牘

数通を出だし之を証す。秀吉意解け加藤清正・石田三成・増田長盛・大谷吉継を召して曰はく「冊使久しく留むべからず。詰朝（翌朝）当に界浦に送還すべし。我將に再起し大兵して朝鮮を屠滅せんとす」と。

四日、冊使反り朝鮮使界浦に還る。

八日、秀吉、宗義智をして金銀方物を二国の使に賜はしむ。使者発するに及び柳川調信、黄慎に謂ひて曰はく「明年我兵再び朝鮮に入る事已に決す。宜しく速やかに王子をして来謝せしむべし。然らずんば王子再び俘虜と為らん」と。慎大いに驚き冊使に告ぐ。年譜・創業記・秀吉譜・家忠日記・松栄紀事

十月二十八日、吉田城主酒井左衛門尉忠次卒し、子宮内大輔家次嗣ぐ。酒井系図

十二月五日、久野氏部少輔宗秀、三宅正貞と忿争闘死す。宗秀の父宗能年老い宗能剃髮号宗安（悲）非悼殊に甚だし。神祖之を矜あわれみ下総の采邑一千石を賜ひ以て之を慰む。

是歳、松平康親を以て大番頭と為す。神祖、康親に謂ひて曰はく「今子しを以て大

番頭と為さんと欲す。而るに吾同族たるを以て恐らくは子の心平ならざらん。然れども風塵未だ静ならず。麾下の先鋒子しに非ずんば誰ならんか」と。遂に松平家乗と同職にして其の右に班す(序列)。時に年三十。福釜松平系図 世子首服を松平又八郎に加へ 家忠子、後襲称主殿助 諱字を授け名づけて忠利と曰ひ佩刀を賜ふ。池田備中守長吉の子次兵衛長幸 長吉、勝入第三子、輝政弟也。長幸時九歳、小字勝三郎、後任備中守 初めて神祖及び世子に謁す。佩刀を賜ふ。松平定勝第三子三郎四郎を以て荒川二郎九郎の養子と為す。 家忠日記・松栄紀事、三郎四郎、後名定綱任越中守

二年丁酉正月、神祖伏見第に在り。前関白秀吉、去年地震に伏見城壊するを以て又諸侯をして城郭を修築し殿閣を經營せしむ。土木の功連年や輟まず。徭役繁興し天下之に苦しむ。 創業記・家忠日記・松栄紀事 明の和議既に破る。秀吉再び師を興し朝鮮を攻む。豊臣秀秋を以て大将と為し宇喜多秀家・毛利秀元之に副ふ。諸將久しく朝鮮に在るを以て能く形勢を諳しる。秀吉、復ふたびは名護屋に赴かず伏見に在り。方

略を指授し番兵を名護屋に置き以て之を戍る。朝鮮征伐記・秀吉譜

二十五日、秀吉の前鋒加藤清正・小西行長、舟師を率ゐる渡海す。

二月、諸將航海し朝鮮に入る。

三月に至り兵集者十三万余、五路より進み之を分攻す。東萊（釜山の東）・機張・西生浦・豆毛浦・安骨・竹島・梁山・蔚山・加徳の諸城或は陥ち或は降る。熊川・金海・昌原・咸安・晉州固城・泗川・昆陽等の地、日本兵皆之に拠る。明及び朝鮮兵往来する能はず。李えん大いに恐れ后妃王子を率ゐる海州に奔る。朝鮮又大乱し援を明に乞ふ。明主、侍郎邢玠けいかいを以て経略と為し総督揚鎬ようこうを經理と為す。巡撫（明の官

名）麻貴・劉縦、南北大師となり以て之を援く。邢玠、沈惟敬けいさの譎詐（いつわり）を悪

み副総管揚元をして之を執とらへしむ。朝鮮征伐記・秀吉譜・松榮紀事・明記事本末

四月十一日、世子夫人浅井氏、女千姫を伏見城に於て生む。家忠日記・松榮紀事。月日抛源

流綜貫。千姫長而適右大臣豊臣秀頼。天樹院是也

六月十二日、從三位權中納言小早川隆景卒し子秀秋嗣ぐ。公卿補任・秀吉譜。按ずるに、秀

秋（叙）爵考定する所無し。公卿補任此後に從三位前權中納言豊臣秀秋と書く。初任する年月未詳

臣按ずるに、小早川隆景の將略、能く其の父元就に似て智謀其の兄元春に過ぐ。

巖島の戦に猛勵北にぐる無し。卒つひに能く摩墨陷陳（陣）（敵寨にせまり陷す）陶晴賢を誅くびきりて

山陰山陽の地を蚕食し元就の基業以て恢廓するを得たり。秀吉公、輝元と備中

に相持す。明智光秀の乱を聞くに及び和を講じ援を乞ふ。將佐皆其の弊に乗じ

之を掩撃せんと欲す。而るに隆景建議し以て不可と為す。竟に和親を許さず。

輝元の封疆完固にして玷てんけつ缺（欠ける）無きを得るは隆景の力なり。泛ひろく当時の記載

を考ずるに最も称むべき者有り。文禄中、沈惟敬の和議を用ゐ王城の兵を金山

に退く。諸將甚だ之を難しとす。隆景一言にして之を決し竟に師を全うするを

得て帰る。秀吉公、之を器重し筑前を以て封じ引參謀議（引見）す。隆景以為へらく、

坐し大国を享うくるは必ず太閤の安んずる所に非ず。吾子無し。其の子姪してつを養ひ

以て之を伝ふるに如かずと。乃ち子として其の甥豊臣秀秋を養はんと請ふ。秀吉公悦びて之を許す。此れ其の識度遠く当時の諸將の上に出づる者なり。臨終に輝元を戒めて曰はく、「天下崩離すと雖へども汝必ず焉これに与あずかる勿かれ。唯だ須らく封疆を固守すべし。何となれば則ち、宗国に英傑の人有り、宇内に挙するの才を懷包せば則ち可なり。今其の人無し。吾之を熟察す。後來、分を守る能はずして干戈かんかに妄動せば則ち国必ず危し」と。庚子の乱（関ヶ原の合戦）に輝元、石田三成に党し幾んど社稷を喪ふ。国腴削すと雖へども疆圍こうこん後昆（子孫）に伝へ得るは神祖の寛仁なり。隆景の言亦蒼龜しき（占うもの）ならざらんや。秦の王猛死に臨み苻堅を諫むるに、以て晉を伐つ勿かれと。堅用ゐる能はず竟に其国を亡ぼす。隆景の才識、王景略を以て之に擬すと雖へども可なり。

是月、戸田三郎右衛門忠次、下田城に卒す。家忠日記・松栄紀事

八月十五日、秀吉の諸将南原に進攻し之を抜き守将李福男を殺す。家忠日記・朝鮮征伐

記

十八日、西郷弾正左衛門家員卒し子孫九郎忠員嗣ぐ。前車後語

二十八日、前征夷大將軍源義昭薨ず。年六十一。公卿補任將軍家詳。先是薙髮称昌山、法号靈陽

院

九月七日、毛利秀元・加藤清正・黒田長政等明兵と全義館に戦ひ之を大敗す。家忠

日記・朝鮮征伐記・秀吉譜・松栄紀事

二十八日、参河守秀康・従四位下前田利勝並び参議と為る。公卿補任・松栄紀事

十一月、明の経略邢玠、諸軍を率ゐ朝鮮王京に入る。家忠日記・朝鮮征伐記・秀吉譜・松栄紀

事

十二月二十七日、白井城主本多越前守廣孝卒す。歳七十。家忠日記・先是豊後守廣孝更称越

前守

是月、浅野幸長、蔚山城を守り、邢玠大兵を以て之を困む。加藤清正、西生浦よ

り兵を帥み城に入り助け守る。年譜・家忠日記・朝鮮征伐記・秀吉譜・松栄紀事世子、武州稻毛

の鷹がりに於て痘瘡を患ふ。神祖伏見に在り、之を聞き永井白元を遣はし之を問

ふ。白元伏見に帰り疾瘳いゆるを報ず。神祖喜び称めて曰はく「元の往復甚だ捷な

り」と。土岐山城守定政卒す。定政上総介頼明孫、兵部大輔定明子、初称藤蔵神祖、奥平忠政

を以て菅沼定利の養子と為し上野吉井の采邑二万石を襲封せしむ。家忠日記・松栄紀事

三年戊戌正月二日、神祖、吉夢を感じ石清水社に詣づ。家忠日記・松栄紀事並曰、米津清右

衛門妻在江府、夢和歌、其詞有吉兆。神祖恐豊臣氏聞之、秘而不発。家忠日記曰是夜。松栄紀事曰是春。按ずるに、

神祖夢兆に因み石清水を詣づ。此事有るを预料すべからず。其の他年に在るは明かなり。創業記考異・松栄紀事一説

並び、夢の和歌を以て元年正月に係く。得たり。

三日、毛利秀元・黒田長政・加藤喜明・森忠政・蜂須賀家政及び豊臣秀秋の兵五

万余騎蔚山を救ふ。經理揚鎬、其の精銳を懼れ戦はずして逃げ、明兵大潰す。諸

將追撃し斬獲甚だ多し。委棄する器械輜重あ勝げて計ふべからず。邢玠、鎬の罪を

明主に奏し之を罷む^や。

二月、明主、萬世徳を以て經理と為す。玠、諸將と議り江南の水兵を募る。水陸四路に分け各一將を以てす。提督李如松、中路を將ゐ、麻貴、東路を將ゐ、劉綎、西路を將ゐ、陳璘、水軍を將ゐる。甲兵凡そ十万各重地を守り決戦を相機せんと欲す。秀吉の諸將も亦要衝に分拠す。蔚山東路を為し加藤清正之に拠る。須天西路を為し小西行長之に拠る。望津・泗川中路を為し島津兵庫頭義弘陸奥守貴久第二子、

修理大夫義久弟、為義久養子之に拠る。黒田長政・浅野幸長等諸將及び豊臣秀秋の部將山

口玄蕃允宗和諸書或作宗永、関原合戦誌作正弘、従又読南行雜録和後事秀吉公釜山及び四辺營寨に

屯聚し声援を相為す。朝鮮征伐記・秀吉譜・松榮紀事・懲愆録・明記事本末会津城主蒲生飛騨守

秀行の重臣功を恃み驕横たり。秀行柔弱にして制する能はず。其の宰蒲生四郎兵衛、寵臣亘利八右衛門を擅せん（ほしいままに）殺す。秀行怒り四郎兵衛を誅さんと欲す。

石田三成之に左右（介入）し四郎兵衛をして鎮西に遁れしむ。將士交相惡む^{いせこせ}。

三月九日、秀吉、神祖と議り会津一百万石を収め秀行を宇都宮に移封し十八万石を給ふ。権中納言上杉景勝を会津に移封し以て東陸を鎮めしむ。創業記・家忠日記・松栄

紀事、先是宇都宮弥三郎国綱有罪削封、至是給宇都宮於秀行。抛寛永系図会津実封百二十万石、而謂之一百万石者拳

大数也

是月、秀吉、醍醐山に遊び花を見る。夫人及び秀頼の婢妾悉く従ふ。華服鮮麗、供給尽美。

四月二十日、参議豊臣秀頼従二位に叙せられ権中納言と為る。公卿補任 前田利家従三位に叙せられ権大納言と為り、其の子利勝従三位に叙せられ権中納言と為る。菅

原系図云、二年三月十一日不經中納言任大納言。今従公卿補任・秀吉譜。按ずるに、利勝の弟孫四郎利政従四位下に

叙せられ侍従と為る。蓋し此の時に在り、然るに明文無し。故に書かず

六月二日、秀吉、伏見城に在り罹疾す。

十六日夜、伏見城下故無く騒擾す。井伊直政、藤杜に在り伏見第に馳至る。家忠日

記・松栄紀事曰、先是、井伊直政・本多忠勝・榊原康政・石川康道・平巖親吉自関東通番至代（伏）見護衛神祖放（旅）

寓、在藤杜。是時、直政上番。藤杜在伏見北 神祖直政に謂ひて曰はく「今夜の擾乱何処に起く

る。汝宜しく探問すべし」と。直政帰報して曰はく「石田三成・大野修理亮治長

の弟、^(第)兵を泊む。繹騷^{えきそう}此に起く」と。家忠日記・松栄紀事

十四日、秀吉、疾革^{せま}り浅野長政・徳善院玄以・石田三成・増田長盛・長束正家を

召して曰はく「吾関る諸侯牧伯と麾下の士と相輯睦^{くわいぼく}せず。此れ禍乱の基なり。宜

しく憾^{うしみ}を釈^{ゆめ}し歡を結び相与に嗣子を保護すべし」と。長政等諸將に諭告し僉^{みな}曰は

く「同心協謀し以て嗣君^{つが}に事ふ。誰か敢へて異心有らん。私忿に至るは各其の故

有り。台命重しと雖へども輒^{すなわ}ち和平するは難し」と。秀吉之を聞き懾^{しん}ばず、神祖

に謂ひて口^(口はく)「願はくは内府勞心し衆をして和協せしめよ」と。神祖、侯伯諸士

と会ひ秀吉の旨を伝へ相与に輯睦せしむ。衆、前の如くに対ふ。神祖、色^なを作し

て曰はく「諸君嚮^{さき}に太閤に対し既に云ふ、同心し忠を尽くし嗣君を保護すと。夫

れ奉公たてまつ上る者何ぞ私怨を挟むことの有らん。苟いやしくも間隙を構へ此れふたごころ貳かいけいを懷攜（携）せば同心の謂に非ざるなり。嗣君を愛戴するの義果たして安いずくに在らんや。何ぞ其の言の相戻もとる（道理にそむく）と。衆屈服して曰はく「敢へて唯だ命のみ是れ従はざらん（命令には従う）」と。神祖、復命す。秀吉大いに悦び侯伯諸士を享し相与ともに結歡す。然れども侯伯終に和愉の色無く諸士と一語も交へず。神祖、按劔（刀に手をかける）し怒りて曰はく「諸君何ぞ我を欺くや。嚮さきに諸君の言を報ず。故に太閤喜びて燕会（酒宴）を設くるに今酬酢（主客の杯のやりとり）の礼無く睚眦がいさいの忿（いかりの目）を合（含む）す。此れ諸君我を太閤に売るなり。坐中の人皆我讎敵、天鑑上に在り、一人たりとも脱去せしめず」と。衆皆恐懼屏息（おそれちぢこまる）す。中村一氏・浅野長政・徳善院、温言慰謝す。衆皆俯伏し謝罪す。

翌日、秀吉、之を聞きて神祖を諭して曰はく「疇昔ちゆうしやくの事、文武兼備威信並行す。古の名將と雖へども何を以て之れ過あやまたん。嗣子を撫育し遐邇かじ（遠近）を綏懷すいかい（安んずる）

する者、吾復びは他求せず」と。感泣し之に謝す。 關原合戦誌・松榮紀事

七月、秀吉、病間大阪城に如き不日（まもなく）に伏見に還る。既にして疾篤し。秀吉、以為へらく、天下兵馬の権、神祖に非ずは握る能はず。因りて密かに神祖に謂ひて曰はく「吾死なば天下憑陵（ひようりやう）（攻め侵す）し乱を作す者有らん。卿（けい）、宜しく提兵平定すべし。秀頼孤弱なり。宜しく保佑存恤（そんごうじゆ）（あわれみたすける）し其の成立に至り才に随ひ処分すべし（成人したらそれなりに地位につかせよ）」と。神祖灑泣（さいきゆう）（はらはらと泣く）して曰はく「殿下万歳の後に孰れか敢へて世子を奉らざる者あらん。然るに人心叵測（はそく）（測れない）、須らく神智を運び子孫に詒謀（いぼう）す（よいはかりことを残す）べし。下官（私）不才、何を以て能く重任に勝へん」と。秀吉曰はく「今天下に卿の如き者無し。勉めて吾言に従へ」と。神祖固辞して退く。秀吉、石田三成・増田長盛を召し後事を議る。二人姦邪にして禍心を包蔵す。因りて諫めて曰はく「殿下英武の徳を以て草創基業す。嗣君在る有り。何ぞ天下を以て他人に譲り為すや。請ふ、臣等力を竭し嗣

君を護り天下に号令せん」と。秀吉、之を然りとし乃ち五大老五奉行を置く。神祖及び加賀大納言前田利家・備前中納言宇喜多秀家・安芸中納言毛利輝元・会津中納言上杉景勝を以て五大老と為し、浅野長政・増田長盛・石田三成・徳善院・長束正家を以て五奉行と為す。 拋秀吉譜。先是既置五老五奉行、小早川隆景亦為五老之一。文祿四年法

令隆景与神祖・利家・秀家・輝元連署。石卵餘史曰、倣室町將軍之制準三官領四職置五老五奉行。其說疑為得実。但、不知其在何年。家忠日記書於秀吉薨後以為遺命。蓋誤。関原合戦誌曰、太閤既殺関白秀次、遂有授天下於三歳幼兒秀頼之志、故置五老五奉行、以固基本。按ずるに、文祿四年、秀頼三歳なり。秀吉譜と昭合して隆景卒し景勝を以て之を為す者と云ふ。五老に拘はりて臆度の説なり。藩邸府庫見 文祿四年八月三日、九條法令、神祖・秀家・景勝・利家・輝元・隆景六人連署す。実に当時の物なり。之に抛れば則ち六老並び政務を決す。而して隆景の卒後因循し以て五老と為すなり。然れば年月抛るべきところ無し。故に松栄紀事に従ひ此に書く。 関原記大全曰、大谷吉継初為奉行、頻年罹悪疾而盲故数辞職。太閤惜其才不許。然吉継恥与人交每有会議多不出。因循不入五奉行之判。故明年二月五奉行上誓書於神祖亦無吉継之名 命じて曰はく、「小事宜しく五奉行相議り之を決すべし。」

大事に至らば則ち五老商量し然る後に之を行へ」と。又中老三人を置く。生駒雅楽頭近世藏人家宗子・堀尾吉晴・中村一氏を以て之と為し命じて曰はく「若し五老五奉行権を争ひ相悪むこと有らば宜しく三老之を和解すべし」と。年譜・創業記・家忠

日記・松栄紀事

八月朔、明兵順天城を囲む。小西行長堅守し之を拒ぐ。年譜・家忠日記 秀吉、危篤なり。亦神祖に謂ひて曰はく「固もとより卿固辞するも、既に五老五奉行を定む、然れども雄武篤実人心を鎮圧する者卿に非ずして誰ならん。宜しく十人の首に居り庶務を裁決すべし」と。固く遺命して曰はく「嗣子僅か六歳、莅政りせい（政治をとりおこなう）に能はず、宜しく内府天下の事を専断すべし。前田筑前守嗣子の傳と為り大坂城に在り。二人協賛し施令を発号せよ。嗣子、業を継ぐは二人の心に在り。凡そ天下の大名私に婚姻を結ぶ勿かれ、郡邑を檀（勝手に）封する勿かれ、五老五奉行は虚心に協謀し、党を樹たつる勿かれ、権を争ふ勿かれ、務めて嗣子を輔け以て成立に

至らせよ」と。又其の腹心に謂ひて曰はく「吾の死は深く之を秘せよ。浅野弾正少弼・石田治部少輔宜しく朝鮮に入り兵を引ききて歸るべし。然る後に喪を発し遺留物を大名諸士に頒給せよ。儻し二人兵を引く能はずんば則ち内府をして渡海せしめよ。或は反する者有り、内府往く能はずんば則ち利家をして渡海せしめよ。

大名多しと雖へども此の二人を踰ゆる者無し。一人をして渡海せしめば則ち明兵百万有りと雖へども必ず吾師を遏むる能はず。然らずんば十万の兵骸を異城に暴す。吾死すとも瞑せず」と。創業記・朝鮮征伐記・秀吉譜・関原記大全・松栄紀事

十八日、前関白大政大臣従一位豊臣秀吉薨す。年六十三。秘し喪を発せず。独り長束正家のみ歩きて従ひ聚楽南阿弥陀峰に葬す。其の麓に祠を建つ。年譜・創業記・太

閤記・家忠日記・秀吉譜・松栄紀事、諸書葬日闕。関原合戦誌曰、唯徳善院玄以従。未知孰是、今従関原記大全

臣按ずるに、豊太閤、不世出の姿を以て草莽に崛起し（起き上がる）桀驁（荒馬）の才を騁はせ雄武の略を奮ひ遂に能く北越を徇したがへ南紀を定め海西を平げ関東を挙ぐ。

位人臣を極め、四海に敢へて吾に支ふる者（邪魔する者）無し。曠代一人と謂ふべきなり。五老五奉行を置き政務を綜理し、三中老を置き罅隙（すきま）を弥縫（補う）す。薨に臨み顧託（君主が死後を臣下にたのむ）の言頗る正に近し。皆近世諸將の及ぶ能はざる所なり。淳淳として朝鮮の師を班すを遺令す。梢漢武輪台の風有り、豈に悔心の萌ゆるか。其石田三成・増田長盛の姦佞に惑ひ腹心の臣たるを恃む。晩年に暨び子を挙げ嗣を易ふるの志有り。姦臣逢迎し構陷を攬撫（くんせき＝收拾）し、遂に父子をして相保つ能はずして不慈不孝の名を蒙らしむ。関白秀次驕縦にして幹蠱（父母の失敗を子がつくるう）する能はざるに由ると雖へども、貝錦萋斐（巧みな告げ口）の力亦已に多し。朝鮮の役、是非貿乱、事壅蔽（君主の耳をふさぐ）多し。諸將怨望し、争訟競起す。延し即世（死去）に及ぶの後巧言簧（楽器の舌）の如く幾ど日月の明を掩ふ。紛拏喧阓（争って喧しい）庚子の乱（慶長五年庚子関ヶ原の戦）を釀成す。其の由る所を究むれば則ち太閤侈大を好み遠略に務む。姦人以て投機の致す所

を得るなり。

十九日、神祖・世子伏見城に入り秀吉の疾を問ふ。途過（途中）石田三成其の臣八十島道與をして喪を密かに告せしむ。神祖・世子即ち第に歸る。年譜・創業記・家忠日記・

松栄紀事 神祖、嘆じて曰はく「往年太閤名護屋に在り。浅野弾正、其の臣黄金を偽造するに坐し利家の營に囚はる。吾肩輿に駕し潜かに囚所に至り休戚（幸不幸）を共にせんと欲す。其事を解釈（わだかまりをとときほぐす）し遂に死を免かるるを得。故に懇款（こんかん）

（こまやかによるこぶ）恃むこと甚だし。今吾に大故（大事件）なるを以て告げず。而るに三成、吾と疎逖（そてき）なるも反りて実を以て告ぐ。人心固（もと）より未だ料り易からざるなり」

と。松栄紀事・関原記大全 是夜神祖、世子と議り誥（こう）ず（命ずる）。且に世子、伏見を出で関東に赴かんとす。関原大全・松栄紀事

九月二日、世子江戸城に還る。

三日、神祖及び利家・秀家・景勝・輝元、五奉行と互に書を通し以て秀頼を輔導

紀事

するを誓ふ。諸侯牧伯も亦各誓書を上り以て貳無きを示す。年譜・創業記・家忠日記・松栄

十三日、世子首服を松平伊昌の子弥三郎に加へ、諱字及び佩刀を賜ひ名づけて忠實と曰ふ。五井松平系図・家忠日記、忠實時十四歳襲称外記 浅野長政・石田三成、秀吉の遺命を

以て神祖の旨を奉じ筑前博多に至る。使を朝鮮に遣はし秀吉の喪を告げ諸將をして兵を引き還らしむ。是に先んじ島津義弘其子又八郎忠恒義弘第三子、後更家久。歴陸奥

守・薩摩守・大隅守。叙従三位為権中納言 と朝鮮に在り。望津・晉江・永春・金海・固城・昆

陽・泗川・新寨八寨を築く。父子新寨に居り諸寨の声援を為す。

二十日、明の中路提督董一元、望津・永春二寨を抜く。

二十八日、明兵泗川大同を襲ふ。驍将李寧、特に勇にして衆に挺ぬきんじて進む。義

弘の兵之を撃ち斬る。遊撃虜得功鉛あたに中り死す。

十月朔、董一元、部将弟國器・葉邦榮・彭信古と新寨を攻む。義弘父子拒戦し大

いに之を敗る。二十万兵一時に潰走し一元之を制する能はず。義弘の兵之を追撃す。其余水に溺れ塹に墮ち死する者算かぞふる無し。義弘下令し窮追せしめず。望津に至り兵を収め還る。凡そ三万八千七百十七級馘を獲り筑紫に送る。年譜・家忠日記・

朝鮮征伐記・秀吉譜・松栄紀事明紀事本末 明人郭國安、義弘の營に在り。秀吉の計(計カ)を知り(日

本の)諸將班師するに至り行き明將に告ぐ。然るに義弘大捷の後、明兵懼れ敢へて進まず。諸將此機に乘じ退兵せんと欲す。明の水路提督陳璘、副総兵陳蠶・鄧子龍等を遣はし戦艦数百隻を忠清・全羅・慶尚三道の海口に浮かべ以て帰師を邀むかえつ。加藤清正蔚山を去り、小西行長順天を撤し、島津義弘泗川を出づ。

十六日、陳璘之を聞き鄧子龍及び朝鮮李統制を遣はす。水兵一千余彭金に儀ぎし(船をととのえる)之を邀まつ。義弘既に去り適まさに行長の船と相値あたり力を勦あはす。若かくく戦ひ子龍敗死す。李統制来救し亦戦死す。行長走舸し加徳に至り義弘と残兵を合せ、猶ほ鼓金島に在り。義弘船を遣はし之を迎ふ。陳蠶、船を列ね攻撃す。中軍

の將陶明宰戦死す。蠶殘兵を引き去り悉く加徳に至るを得。劉鍛舟師を率ゐ來攻す。義弘・行長の兵之を撃破す。鍛亦引き去る。加藤清正・浅野幸長・鍋島加賀守直茂等の兵亦航海して歸るを得。直茂駿河守清房子繼民部大輔政家

十一月、征西諸將悉く筑紫に歸る。是に先んじ神祖・利家伏見に在り。朝鮮の事を專議す。義弘の捷報未だ至らず、甚だ班師の難を憂ふ。神祖、航海し退兵せんと欲し関東の兵馬を徵す。時に利家嬰疾し(病氣になる)固く之を止め、力めて渡海を疾めんと欲す。議未だ決せず。神祖、藤堂高虎をして朝鮮に往かしむ。家忠日記・秀

吉譜及松榮紀事一説並云、遣徳永法印寿昌・宮城長二郎豊盛於朝鮮、今從朝鮮征伐記・藤堂高虎行狀・関原記大全及

松榮紀事正文 高虎海西に赴く。諸將の対馬に歸り至るを聞き中路より還る。浅野長政・石田三成博多に在り。諸將を迎へ之を勞ひ秀吉の遺命を告ぐ。諸將感泣す。

三成曰はく「諸將宜しく先に伏見に赴き休暇を賜はり各其の国に歸るべし。明年入京し須らく相与ともに茶会を設け以て積年の勞を慰むべし」と。清正、素三成の大

言を悪みて曰はく「諸君茶会を作すを好む。吾朝鮮に七年在り、瓶に一粟無く、囊に一錢無し。故に茶無く酒無し。但だ当に稗かん（イネ科の茎）粥を以て諸君に饗すべきのみ」と。三成深く之を銜む。諸將伏見に尋ね至る。神祖・利家大いに喜び其の功勞を称め各をして歸藩休息せしむ。按ずるに、神祖・利家、此の語有りと雖へども諸將の歸藩休息は

実は明年七月に在り。下文に詳し 島津義弘の功を褒め封四万石を益す。関原記大全作五万石、今従

家忠日記・朝鮮征伐記・秀吉譜・松栄紀事 秀吉既に薨し人心恟懼す（おそれかしこまる）。石田三成・

増田長盛、間に乗ぜんと欲し其の姦計を逞たくましうす。竊かに相謀りて曰はく「今天下

五老有りと雖へども内府・利家の右に出づる者無し。彼二人（内府・利家）相親しみ以

て政令を出さば則ち吾輩碌碌として（役立たず）彼の役使と為り終に屈辱に遭はん。

今計を為すは二人を離間し以て罅隙きんげき（すきま）を生ずるに如かず。乃ち先づ声言せん」

と。三成・長盛互に忿恨有り。既にして長盛、神祖に諂媚てんび（こびへつらう）し、三成、

利家に阿附（へつらう）す。奴顔婢膝至らざる所無し。一日（ある日）利家將に神祖を享

さんとす。期已に定む。長盛未だ告げずして曰はく「利家將に公に利せざらんとす。請ふ、往く勿かれ」と。神祖疾に託し往かず。他日、長盛、利家に謂ひて曰はく「さき鼻に内府將に來らんとするも、適ただ流言有りて止むのみ。若し又日を刻み約を為さば則ち必ず欣然として來ん」と。利家曰はく「往日の事、吾甚だ之を慚はづ。儻もし復また欺かれなば則ち何の面目ありて世人に見えんや」と。長盛曰はく「内府も亦負約を悔い、今約を再訂す。敢へて期に赴かざらんや」と。利家之を然りとし日をトして神祖に謂ふ。期に至り長成、又神祖に告げて曰はく「利家竟に姦謀有り、必ず往くべからず」と。巧言し之を沮はむ。神祖、聴かずして曰はく「さき鼻に已に利家に負約するも憾みを遣す無きを得。吾再び負そむくに忍びず」と。將に駕せんとするに、長盛或者の書を詐り作なし懷を探り之を出して曰はく「固より往く勿かれ」と。神祖驚訝きょうが（驚きいぶかる）し遽にわかに有事と称し、故に往かず。利家大いに怒り其の姻戚細川忠興を招き告げて曰はく「吾老いたり。人に輕侮せらるること此の

如し。豈に終身の恥に非ざらんや。

明日、吾將に丹後に往き舟子の管内に機し以て賀州に帰らんとす」と。忠興曰はく「明公（あなた様）の言の如くんば忿恚固より宜なり。然れども徒らな歸藩は世人謂ふ、明公怯を為すと。威權亦廢る。且は嗣君を棄てて徑に去るは其れ太閤の顧命を如何する（どうするのか、賛成しない）。竊に明公の為に取らざるなり」と。利家之に従ふ。是に於て長盛の姦謀竟に行ふ。神祖・利家の嫌隙日に甚だし。松榮紀事

臣按ずるに、讒人、善良を構陷（無実の罪におとす）する、其術多端（こまごまと多い）なり。増田長盛の神祖・利家を離間するに、巧言飾詞たり。即ち楚の費無極、郤宛を令尹子常に讒するの故智なり。子常賄して讒を信ず。遂に郤氏の族党を滅して楚国に禍す。利家義に伏し、明敏に能く其の姦を察して細川忠興の諫を納む。終に神祖と修好し力を勦はせ秀頼を擁護す。然らずは三州の地恐らくは他人の有と為りて子孫血食（子孫がつづく）する能はず。危きかな。詩に曰はく「讒人罔極

(「無極」)。四国を交乱す」此の謂なり。

十一月十一日、長篠城主奥平美作守貞能卒し、子九八郎信昌嗣ぐ。家忠日記

四年己亥正月、神祖伏見第に在り。四大老前田利家・宇喜多秀家・上杉景勝・毛利輝元と連名し書を島津義弘に授け朝鮮泗川の功を賞し良刀を賜ふ。義弘の子忠恒亦刀を賜はり擢ぬき少将と為る。松栄紀事、少将左右無所考 雜録島津家記曰、正月四日、神祖入義弘

第。賜国俊刀、賜忠恒長光刀。即此事也。是日、神祖聞義弘家貧有債。以伊奈圖書為使賜黄金五百枚。以賑之。附以

備考

九日、島津義弘正四位下に叙せられ参議を旌戦の功を以て拜す。利家稍よく石田三成・増田長盛の姦邪を悟る。

十日、神祖と議り豊臣秀吉の遺命を遵まり秀頼を擁護す。伏見より徙うつり大阪城に居す。神祖駕舟し之を送る。利家、秀頼を抱き正殿に坐す。神祖入謁し諸侯牧伯相

継ぎ謁見す。年譜・創業記・家忠日記・関原軍記・松栄紀事 関原記大全曰、三年冬、利家・秀家・輝元・景勝

与五奉行議曰、頃間内府挙措多可疑者。今輔佐嗣君在伏見。則諸侯入謁嗣君者亦必謁内府。而感望自重矣、不如移嗣君於大阪。内府亦来大阪起居嗣君、則事体允協、乃以淀殿之意告神祖、神祖以為不可。曰、太閤薨未数月朝鮮諸將未還、不宣及之、故其議寢。至是累請、從之。神祖不得已從之。擲之則四大老建此義者、欲奪神祖之權之謀。而与諸書異。勢或其然也。附以備考

十二日、神祖伏見第に還る。年譜・創業記・家忠日記・松榮紀事舟淀川を遡り平瀧に至るに

及び本書作枚方説見十九年河岸に人多く列する有り。衆皆色を失ひ以為へらく此必ず

大坂出兵し我を襲ふと。衆寡敵せず、事済すべからず。神祖從容として彼何人かなんびと

を問ふ。舟中の人敢へて対ふる者無し。一人有りて曰はく「得たり、井伊兵部少

輔の衆に非ずや」と。神祖悦び舟を停め上陸す。果たして直政の卒なり。隊長脇

五郎右衛門晉すすみ謁す。神祖之に命じ移(マ)拒なを為さしめ騎して伏見第に入る。関原記大

全・関原合戦誌五奉行徳善院玄以・浅野長政・増田長盛・石田三成・長束正家、兵を

遣はし更番し伏見城を成る。年譜・創業記・家忠日記・細川系譜家伝録・松榮紀事

是日、神祖第六子松千代麻呂八歳夭す。源流綜貫

十九日、神祖有馬法印の第に宴す。赤松律師則祐之裔、有馬筑後守重則子中務少輔則頼、創髮叙刑部

卿法印 舞曲未だ闕やまざるに井伊直政来たり密事を告げ神祖第に歸る。関原記大全曰、直

政耳語神祖曰、聞比日五奉行集利家卿之第專議欲 凶閥下之謀。伏見人多往来。此必有故。不宜飲宴、至夜須及、未暮

促駕。神祖即起座而歸。附以備攷 藤堂高虎亦来たり密語有り。人其故を知らずして伏見騷

擾し人心動揺す。

二十一日、四大老五奉行、中村一氏・堀尾吉晴・生駒近世及び相国寺僧承允を以

て使と為し 関原記大全承允作安国寺惠瓊、今従家忠日記・関原合戦誌・松栄紀事 連名書を齊そろへ神祖に

誥問して曰はく「太閤薨じ未だ幾いくばくならず。私に婚嫁を議る。息忠輝を以て伊達政

宗の婿と為し、牧野康成の女を以て福島正則に嫁し、小笠原秀政の女を以て蜂須賀

至鎮に妻す。阿波守家政子任長門守叙従四位下更阿波守領阿波○松栄紀事曰、蜂須賀家政与福島正則婚家誤矣、

今従関原記大全 此皆太閤の遺令に違ふ。其意云何。いかん 家忠日記・石卯餘史移封森忠政於川中島亦在其条

數、按ずるに忠政の封を増すは此の後事なり、新慶長記作正月十六日、惠瓊使徳山五兵衛奉問、蓋誤、今不取 且は

今政事に与あずかるに宜しからず」と。神祖曰はく「我を誣しふるに太閤の遺令に違ふと為す。誠に解せざる所なり。卿曹、吾を疏うとみ秀頼を輔佐するを欲せず。是れ遺命を棄つるなり。然れども吾政事に与かるを欲するに非ず。自ら当に引退し武蔵守をして己に代へ以て政を聴かせしむべし。婚嫁の如き事別に処置有り」と。松栄

紀事曰、四使来問。神祖不憚（よろこばず）曰、豈四大老五奉行厭吾邪、然則吾帰関東耳。或欲通吾使自裁乎、諸聞

其故。今從関原記大全 四大老五奉行使を遣はし政宗・正則の私に嫁娶を為すを誚しやう責す。

政宗曰はく「私の知る所に非ず。界津商人今井宗薫の為す所なり、且は内府との結婚何ぞ不可なること有らん、吾輩世祿の家（由緒ある名家）自づから恩沢諸侯（最近の

功により地位を与えられた者）と異なれり。常例を以て拘とらふべからず」と。正則曰はく「吾

太閤と親族たり。関原記大全曰、相伝正則之父新左衛門尾州人籠桶工也。与太閤之父弥左衛門為兄弟、故正則

云 故に内府と交歡し嗣君を輔佐するの好よしみを固く結ばんと欲するなり。至鎮の結婚

は他意有るに非ず。政府に告げんと欲せば稽(とどまる)廷(延)し事機に後る」と。五奉

行宗董を召し之に詰問す。摺雜録今井彦右衛門家伝、宗董本土流也。刑部左衛門通久第二子、彦右衛門宗

久剃髮叙大藏卿法印。秀吉公賜采地一千石、其子帶刀左衛門久胤剃髮号宗董、神祖増給三百石領一千三百石也。居界

津 宗董対へて曰はく「此内府の知る所に非ざるなり」と。固執し其の言を易へず。

遂に免を得。故を以て人懷疑す。京畿の繹騷を懼れ、加藤清正・加藤嘉明・浅野

幸長・細川忠興・池田輝政・福島正則・黒田如水・其の子長政・藤堂高虎・森忠

政・京極近江守高次 長門守高吉子、叙従三位任参議時為大津城主。諸書無高次。摺関原記大全補之。・有

馬法印・金森法印素玄 五郎八長近剃髮叙兵部卿法印・織田有楽 信長公弟源五長益剃髮号有楽・

新莊駿河守直頼 蔵人直昌子後剃髮叙宮内卿法印 毎夜伏見第に来神祖を護衛す。家忠日記・石卵

餘史・細川家伝録・関原記大全・松栄紀事 大谷吉継も亦神祖に帰心す。以為へらく五奉行兵に

与かり神祖を図ると。則ち前鋒を為し之を防ぐ。兵を新莊直頼の第に屯し密かに

之が備を為す。創業記・家忠日記・石卵餘史・松栄紀事○松栄紀事、五奉行作四大老。今従家忠日記 黒田

長政策略を以て諸將を説き神祖に属する多し。家忠日記

まさ

方まさに是時、如水・長政・正則・輝政・高虎、毎夜参預謀議す。森忠政其の席に入らずと雖へども常に外席に候ふ。清正・嘉明・幸長・忠興謀議あずに与からずと雖へ

ども石田三成と相悪む故に専ら神祖に帰心す。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事 或は神祖

に勧めて曰はく「須らく大津城に入り京極宰相高次に依るべし」と。神祖曰はく

「凡そ当に患難時、進まば則ち勢有り、退かば則ち勢を失ふべし」と。終に聴か

ず。創業記

是月、東国の将士更番を以て伏見に赴く。榊原康政尾州熱田に至り石卯餘史作江州瀬

田、今従家忠日記・関原記大全・関原合戦誌・松栄紀事 伏見の忽創を聞き馬に策し伏見に馳せ至

る。装を脱がず立ちどころに神祖に謁す。神祖、其の速やかに至るを悦び之を称

む。本多正信・伊奈忠次・大久保十兵衛長安後任石見守事詳七年・長谷川七左衛門等

賦税を會計せん為に召しに応ず。而して至る途に伏見の変を聞き亦兼行して進む。

東兵、大津・山階・醍醐・木幡の間に充塞す。正信、神祖に来謁し密語すること良や久し。問ひて曰はく「浅野長政の挙動い云何」と。神祖曰はく「豈に彼旧好を邪に渝かへんや。竟に此に来ず」と。正信輒ち長政の家に往き神祖の他無きを告げとも与俱ともに至る。神祖之を責めて曰はく「子往年冤えんぜられ吾之を救ふに力つとむ。太閤の薨に及び石田三成の如きも亦其の喪を告ぐ。子何ぞ秘して告げざる」と。長政泣謝し神祖意解く。家忠日記・関原記大全・松榮紀事初め秀吉の薨に三成、長政に謂ひて曰はく「太閤喪を秘すを遺命す。但事ただ泄もるるを恐る。今吾と子しと魚を内府に贈らば則ち人必ず疑はず」と。長政約を守り告げず。三成密かに使を遣はし之を告ぐ。故に神祖其の己を外にするを疑ふ。而して長政之を知らざるなり。是に至り始めて三成の姦計を悟り深く其の売を憾む。已にして心を傾け神祖に属す。松榮紀事○本書去年八月三

成密告秀吉之喪。神祖歎長政之負恩其下書曰、既而神祖聞長政能守秀吉之遺命、不為私恩洩之。重其謹慎。而薄三成之為人也。按ずるに、去年神祖の怒り解けば則ち心こころに此に至り之を責むるべからず。前後相錯す故に取らず 中村

一氏・堀尾吉晴・生駒近世、諸將きんげき（われめ）有るを憂ひ井伊直政に就き和平を請ふ。神祖之を許す。

二月五日、四大老五奉行連名し誓書を神祖に上る。秀吉の遺命を遵したがり輯睦協賛す。

神祖も亦誓書を賜ふ。然れども各間を伺はんと欲し逞志（思うがままにふる まう）終に寧静ねいせいならず。家忠日記・関原記大全・松栄紀事、誓書載在諸書。今略之 前田利家、石田三成の計を

用ゐ自立の志を挟む。其の子利勝以為へらく、吾と細川忠興と外家の親しん有り、先是

秀吉公今以利家（季カ）秀女（すえむすめ）妻於忠興長子與一郎忠隆。故与利勝為姻戚○利勝諸書皆書利長。蓋拋後所更名也。

然公卿補任書利勝、今從其実 告げざるべからずと。夜潜かに忠興を訪れ悉く之を告ぐ。忠

興曰はく「此足下（貴殿）存亡の機なり。察せざるべからず。三成の姦邪、足下常に

知る所なり。而るに欺誑（ききよう）せられ彼に党するは亦危ふからざらんや。彼亜相（利家）を

尊崇するは真に之を敬するに非ずして亜相の威を仮り以て内府を撃たんと欲すればなり」と。利勝之を聞き色変す。忠興曰はく「足下告ぐるを悔ゆ。我進退に必

ず足下と共にせん。請ふ、憂ふる勿かれ。今夫れ彼の畏憚いたんする所の者唯だ内府と
亜相と在るのみ。内府の智謀勇略諸將の企及ぶ所に非ず。而して百計を披ひし之を
図らんと欲せば、則ち其の志見るべし。彼既に内府を黜ちゆうせんと欲す。豈に復た亜
相に於てする有らんや。彼(三成)亜相の老病を見其の不起を幸とす。而れば今日内
府を黜し明日又亜相を黜するの密謀有らん。足下蓋なんぞ之を察し亜相の為に計らざ
る。内府と修好し久安の計を作すに如かず」と。利勝幡然(急に悟る)として曰はく
「足下の言を聞かずは則ち吾必ず彼の邪謀に陥らん。願はくは足下若かくのこく家か敵てき(父)
を諫めよ」と。忠興乃ち利勝と共に利家第に赴き、従容として之を言ふ。利家聽
かず。忠興の言甚だ切なり。利家遂に之に従ふに至りて曰はく「足下熟とくと之を
図れ」と。忠興即ち夜を冒おかし伏見に赴く。遅明ちめい(夜明け)神祖第に詣で之を白して曰は
く「利家將に來謁せんとす」と。神祖大いに喜び密かに語り時を移す。是より忠
興おき數かず大阪・伏見を往来す。人之を知るを恐れ蓑笠を著自ら小舟を掉さす。又加藤

清正・浅野幸長と会議協謀す。両家の和成る。細川家伝録・関原記大全・松栄紀事○松栄紀事曰、

三成・長盛既離間神祖・利家。乃与長束正家議、以利勝為將潛軍窺神祖第。数放火箭。利勝勸忠興与三成通款。忠興不從。正則・清正・長政以為忠興・利家之姻戚也、佯与之和、彼必信之、則彼之密策可從而知也。忠興然之。佯与三成和好。一日正家謂忠興曰、今夜以大兵襲内府第、則必大捷。衆議既定。卿、宜率兵勵戰。忠興曰、内府智謀勇武殊絶於人。豈得輒勝。夫用兵之道謀定而戰猶且成功難而取敗易。今無計策而輕戰、必不能得勝矣。由是議論紛糾天既明。

三成不能發。翌日忠興往神祖第告之。神祖曰、吾亦予聞其事。若賊兵来攻吾欲焚諸將第出於東北広地決戰。忠興服其言而去。抛細川家伝録即此時事而非二事。本書復出。以為二事誤。今抛家伝録定為一事。又按ずるに、石卯餘史、三成、神祖を囚らんと欲し日夜小西行長・安国寺恵瓊と謀議す。利家父子に神祖を襲撃するを勸む。利勝其の謀を忠興に告ぐ。忠興其の謀を沮むを設計す。終に両家の好を合はすと。顛末甚だ詳なりて諸書と大いに異なる。然るに家伝録載せざる所なり。故に取らず

二十九日、利家、神祖の招きに応じ輿疾よしつし（病体で輿にのる）大坂を出づ。舟にて伏見に赴く。神祖輕舸に乗り淀に至り之を迎ふ。利家之を謝し下船乘輿し神祖第に至

る。忠興・清正・幸長かち徒步にて輿に従ひ以て不虞に備ふ。家忠日記・細川家伝録・関原記大

全・関原合戦誌・石卯餘史・松栄紀事 利家、第に入り坐す。神祖之を享す。利家の宗(マ)神谷

信濃を召し杯酒を賜ふ。忠興・清正・幸長其の下に列坐す。神祖利家の為に蒲団

を設く。利家、五奉行の姦詐を細談し神祖に謂ひて曰はく「吾の在世久しからず。

別に求むる所無し。唯だ肥前守を存恤そんじゅつするを冀こころふのみ」と。神祖諾す。利家甚だ

喜びて還る。家忠日記・松栄紀事 忠興、神祖に白して曰はく「明公、利家と和成る。其

の病を往問せずは則ち利家の意歉あきたらず。約期を請ひ枉駕おうが(わざわざ訪ねる)を以てせよ。

下官(私)介を為すと。神祖之を許す。細川家伝録・関原記大全 長盛・三成・正家、其

の党与を聚め、神祖を襲はんと欲す。徳善院玄以、其党たりと雖へども意を神祖

に属し堀尾吉晴に密告す。吉晴之を利家に告ぐ。利家、吉晴をして伏見に抵いたらし

め神祖に告げて曰はく「伏見の第形勝の地に非ず。宜しく向島に徙居しすべし」と。

神祖之に従ふ。家忠日記・石卯餘史・松栄紀事○関原記大全曰、向島太閤別構宮殿、為游息之地

三月、島津忠恒の臣伊集院右衛門大夫忠棟 剃髮号幸侃 潜かに異図を蓄ふ。

九日、忠恒手づから之を刃す。忠棟の家臣競起し伏見鐸騷す。忠棟陪臣たりと雖へども諸將と同じく衛に上る。忠恒其罪を上げず之を檀殺す。故に忠恒、高雄神護寺に屏居(こもる)し以て罪を待つ。既にして神祖、伊奈図書をして数十騎を率ゐ之を迎へしめ伏見第に帰る。忠棟の子源二郎久直薩摩に在り。変を聞き莊内の城に抛り兵を挙げ反す。忠恒帰国し之を討つを請ふ。神祖之を許す。 家忠日記・関原合戦

誌・松栄紀事

十一日、神祖大阪に往き前田利家の疾を問ふ。福島正則諫めて曰はく「大阪は兇徒の巢窟なり。請ふ、往く勿かれ」と。神祖曰はく「さき巢に利家輿疾し来訪す。往きて之に謝せざるべからず」と。石田三成之を聞き伏見城外喧擾すと詐称し之を再三と捉(押とどめる)む。其意は利家をして之に怒らせ又神祖と相善からざらしめんと欲するなり。神祖其姦を知り聴かず。竟に船に駕し大阪に如く。従臣弓銃を列し

水陸に護衛す。細川忠興、利勝と姻親たるを以て神祖或は疑ひを生なすかと慮る。

父玄旨 玄旨名藤孝三淵伊賀守晴員子、細川伊賀守元有子養之、任兵部大輔。事將軍義輝・義昭二公、又事信長公。

信長公薨剃髮、叙二位法印号幽齋玄旨 を遣はし舟中に待す。其実は之を質とするなり。舟岸

に泊すに及び、婦人輿有り。衆之を怪しむ。藤堂高虎出で輿中より神祖に白して

曰はく「三成の党或は変を為すかと慮る。故に子しを此に匿居せん。請ふ、下官（私）

と輿を易へて行け。庶こいねがわくは他の虞おそれ無からんことを」と。神祖其志に感じ之に従

ふ。先に高虎の中島の第に入りて後に利家の第に赴く。忠興之に従ふ。石卯餘史・関

原合戦誌・忠興遣玄旨、拋関原記大全時に利家の疾劇するも強いて之に起謝し喜び神祖に謂ひ

て曰はく「賤恙せんよう（私の病）危篤命旦めい夕ゆふに在り。唯だ願はくは明公、嗣君を輔導するに

心を用ゐよ」と。其の言周摯しゅうし（あつく繰り返す）たり。関原記大全曰、利家嘗謂利勝・利政曰、吾觀

内府及諸將拳動皆将有貳於嗣君。然不可先事除之、吾甚憂之、利政蔵之中心、及神祖来利家之第、以為得時。將交刃

而死、謀於利勝。利勝固止之、然猶慮其有变注意視之。利政外雖從其言而内実懷害心佩利刀、將近神祖。利勝睨之利

政終不敢發攻退。諸書所不載。故附于此。池田輝政・細川忠興・福島正則・黒田長政・加藤青正(清)。

堀尾信濃守忠氏 帶刀吉晴子 ・藤堂高虎等皆坐に侍す。利家神祖を享す。利勝及び浅

野長政接伴す(もてなす)。石田三成忽ち黒衣を著して至り神祖の來訪に賀して去る。

秀吉公薨恩春之士皆隨国俗断髮。故如此。関原合戦誌・松栄紀事並曰、諸將在利家之第會議。及三成至、衆皆愕胎不

終談去。関原記大全曰、三成不入座告調而去。今從之

其後神祖、藤堂高虎の第に宿す。三成、徳善院玄以・増田長盛・長束正家に小西

行長の家に於て会ふ。関原記大全曰、浅野長政以利家之命接伴神祖。故辞不来 議りて曰はく「内

府、利家と和協せば則ち吾曹(我等) 必ずしやう 噍類(人民) 無し。之を為すに奈何(いかん)」と。行

長曰はく「内府の専恣(せんし) (わがまま)、利家卿以下諸大老皆憤る所なり。諸君疑議多き故

に決せず。今高虎の第を夜襲し火を縦ち之を攻めよ。然らずんば内府明日伏見に

還る。中路に邀撃せば必ず志を得べし。既に内府を滅さば則ち嗣君を景仰する者

其の志益奮ふ。内府に阿附する(おもねる)者失勢沮喪し討ちて之を誅するは易きこ

と掌を反すが如し。宜しくすみやかに之を決すべし」と。(脱カ)「玄以曰はく、然らず。」嗣君幼冲なり。吾曹、諸大老の指麾を受くるは固より其れ宜うへなり。今諸老の命めい無くして干戈を輦れんこく轂(都)の下に謀動するは人臣の法に非ざるなり。且は諸将高虎の第に集まり内府を護衛する者一にて足らず。即ち吾が女婿堀尾信濃守の如きも亦其中に在り。此の如ければ則ち火攻め要撃皆志を得べからず。彼此相持し交戦し時を移さば結城参河守東兵を率ゐ伏見より来救せん。則ち敗を取るは必なり」と。長盛曰はく「礼部(治部)事を急遽に挙ぐ。必ず成すべからず。頃ひほしく大谷刑部少輔と時事を商確(他と比べて定める)す。吉継以て為すに、「今事機を察するに、専ら嗣君の為に忠を尽くす者甚だ少なくて内府を除き其権に代はらんと欲する者頗る多し。或は怨讐有り、欲に就き志を逞たくまうす。皆私を挟かみて公道に非ざるなり。内府実に異図有らば、罪を声し之を討つこと何ぞ難からん。倉猝そうそつ(にわか)に事を挙ぐること有るは特ただ亡身滅家に非ざるのみならず嗣君も亦危殆きたいなり」と。吉継の謀慮

深長なり。諸君宜しく其の言を思ふべし」と。議未だ決せず。日既に暮る。正家曰はく「今大事を挙ぐるに其の虚実を審らかにせざるべからず。謀偵を之に遣はさん」と。輝政・忠興・正則等諸將炬を列ね備をいまし厳め勢犯すべからず。竟に発する能はずして罷やむ。家忠日記曰、会於備前中納言秀家之第議之、今從石卯餘史・関原合戦誌・松栄紀事、而

関原記大全叙事最詳、故拋之。藤堂高虎行状曰、三成欲襲神祖於大阪、高虎知其陰謀急告神祖得入高虎中島之私第而

免其難。即此時事也夜既にふ闌く。浅野長政、利家の宰徳山五兵衛を率ゐ高虎家に至り神

祖に請ひて曰はく「明公、利勝をす捨てず。願はくは誓書を賜へ」と。神祖曰はく「然れども諾既に重し。何ぞ誓書之れ為すを用ゐん。然れども利家猶ほ安んぜざる所有らば則ち当に伏見に帰り之を授くべし」と。

十二日、神祖伏見第に還る。榊原康政前驅を為し阿部伊予守正勝其中を為す。正勝

初称善右衛門、善九郎正依子井伊直政後を為し拒ぐ。創業記・家忠日記・関原記大全・石卯餘史・関原合

戦誌・松栄紀事三成毎つねに神祖を害せんと欲し以為へらく、細川忠興を誘ひ己の助と為

さざれば則ち事成り難しと。乃ち徳善院玄以に謂ひて曰はく「年来忠興と卻^{けき}有るは我過てり。請ふ、子^し我の為に修好せよ」と。玄以告ぐも忠興聴かず。玄以頻りに請ひ輟^やめず。忠興^{いつわ}伴り之を許す。三成、長束正家の家に会し以て忠興の至るを待つ。細川家伝録作大谷吉継家下注一説作長束正家。今従松栄紀事及家伝録一説坐定まり三成、忠興に謂ひて曰はく「内府驕恣にして復び制すべからず。我れ嗣君を翼載^(載)(よくたい)せんと欲す。故に之を除くを議る。足下同心し力を勦^あはさば則ち二州の地を以て封ぜん」と。忠興、其謀を問ふ。三成曰はく「我予め腹心を内府第の側に置く。今夜之を襲はんと欲す。宮部善祥坊名佑全、延暦寺僧、事秀吉公。以武功為因幡鳥取城主・福原右馬助の宅地勢頗る高し。此地に抛り晝に及び火箭を於^(放)ち以て内府第を焼く。焰発せば則ち捨攘^{そつじやう}せん。避去する時に井楼より鳥銃を雨ふらさば則ち殲すべし。聞くに、第中の兵裁かに二千人有り、設使^{もし}(若し)拒ぎ鬪はば我大兵を率ゐ掩撃す。則ち勝たざる蔑^なし」と。忠興聞きて之を憂ふ。然れども神色^(態度)自若たり。其計を沮み

て曰はく、「夫れ火箭を放つべからず。豈に地の高下を論ぜんや。彼間諜を遣ひ我謀を伺ひ知る。則ち我之を放つ、彼亦之を放つ。反りて彼の為に焼せられ、我兵敗潰す。且は内府善く兵を練す。二千余兵死を決し出で鬪はば則ち其の鋒未だ当るに易からず。我一策有り。我兵見るに二千許の人有り。帥前鋒として突入死戦し、諸君相継ぎ齊進せば則ち事或は成るべし。此れ計の得る者なり」と。三成等かた牢く前謀を特(持)す。忠興色を作し争論す。三成等曰はく、「越中守の氣大いに盛んなり。且に期亦過ぎたり。請ふ、他日を俟ち之を謀らん」と。各罷り去る。小西行長之を聞きて曰はく、「五奉行、世務に堪ふと雖へども軍事に拙なり。今忠興の欺く所と為りて期を愆あやまち大事去れり。惜しいかな」と。既にして忠興、父玄旨を遣し神祖に白して曰はく、「甲弟守備(第)に利あらず。請ふ、蚤つとに向島に移居せんことを」と。神祖曰はく、「奴輩何ぞ能く為さん」と。翌日忠興、第に至り具ぐさに三成等の逆謀を告ぐ。神祖驚きて曰はく、「子微しなかりせば則ち吾殆ど危し」と。乃ち命じ

向島第宅を修繕す。細川家伝録・松栄紀事○松栄紀事曰、忠興直抵加藤清正第告三成等謀。清正驚与忠興入

第勸徙向島。附以備致。関原記大全曰、一説、四老五奉行欲除神祖、故勸神祖徙向島、欲襲撃之。然諸將拳附神祖者多。故其謀議不成。神祖聞之、入伏見城。按ずるに、利家、神祖向島に徙るを勸むるは之を尊崇すればなり。向島地

勢險固にして反りて之を撃たんと欲するは非計なり。伏見城に入るは諸將の勸に従ひて避寇する為に非ざるなり。又

一説に前田利勝、神祖を囚らんと欲し密かに細川忠興に告ぐ。忠興向島に至り之を告ぐ。神祖、井伊直政・本多忠勝・

神原康政を召し、忠興と軍議を定む。按ずるに、神祖向島に徙るの後、応に此謀有るべからず。儻（も）し此謀有ら

ば亦当に伏見第に在る時の事なるべし。只去年八月より太閤薨し是の歳に至り伏見・大阪巷説紛紛として記する者措

摠（くんせき）拾い集めるし之を書き実を失ふ者多し。大全の説得たり

二十二日、高力正長従五位下に叙せられ土佐守と為る。家忠日記

二十六日、神祖向島に徙る。家忠日記・松栄紀事並云、以十九日辰良、仮徙向島、今従年譜 大坂奉行

皆黒衣を著し出で豊後橋に謁す。是より神祖の威望日に重し。遠近率服し（服従する）

毛利輝（元脱力）・上杉景景勝・佐竹義宣・島津義弘等諸侯各先容を求め毎日来謁す。

家忠日記・関原記大全・松栄紀事 細川忠興・加藤清正・浅野幸長・福島正則・池田輝政・黒田長政・加藤嘉明七将 松栄紀事、無池田輝政而有蜂須賀至鎮以為七将。按ずるに、至鎮此時十四歳、朝鮮に軍するは其家政なり。紀事誤る。今創業記・家忠日記・関原記大全・関原合戦誌・石卯餘史に従ふ 往年朝鮮に在り。皆石田三成を怨む有り。是に至り同謀結党し三成を誅せんと神祖に請ふ。

家忠日記・太閤記・秀吉譜・松栄紀事並云、文禄中浅野長政・黒田如水使于朝鮮三奉行来勞。且欲聞太閤之命、如水・長政相与圍棋属意征點、如耳不聞。三成目長盛・吉繼而出去、二人猶不之知収局方云、三奉行可来此取太閤之旨、從者对曰、勳者来此今既帰矣。二人驚馳使請之、使反再三、三奉行終不来、且醜詆（悪口をいう）之、二人恐秀吉聞之怒、不得已諭秀吉之旨於諸将而帰、三奉行每逢人談其事、以為口実、及班師来帰告状於秀吉。從而讒之。長政子幸長・如水子長政聞而深銜之。増無三奉行如寇讎、然秀吉薨、二人訴三奉行之罪於神祖。其余諸将亦皆有怨於三成、故関原之役竭力奉神祖。世人譖之、七人衆、其原起於此 時に前田利家の疾革^{せま}る。三成大阪に往き日夜瞻視^{せんし}（よくみる）す。松栄紀事曰、三成怨神祖涵容七将与神祖絶、往大阪。今從石卯餘史・関原合戦誌 七将大阪に継ぎ至り利家第に会し三成を誅するを謀る。議未だ決せず。

閏月三日、加賀・能登・越中三州の太守権大納言従三位菅原利家薨す。公卿補任・年

譜・創業記・家忠日記・松栄紀事、按ずるに、秀吉公利家に姓氏を賜ひ羽柴筑前守と曰ふ。故に公卿補任豊臣利家と書く。今其実本姓に係くるに従ふ 長子権中納言利勝、襲封し加賀・越中を領す。次子能登

守利政能登を領す。関原記大全・関原合戦誌・松栄紀事○関原記大全曰、利家薨、三老五奉行相議以利勝為

大老、而慶長諸軍記皆無其文。今按ずるに、長盛・三成・正家諸侯に告ぐるに神祖を除かんと欲し連名し書く。利家

薨後出づる所なり。書中大老五人の中、内府一人署名有り。五老の中羽柴肥前守云云の文則ち其の大老たるは明かな

り。関原一戦の後、秀家・景勝・輝元、職を奪はる。利勝、神祖に属すと雖へども復びは職に居らず。故に世人、利

勝も亦大老たる者と「不」知。附し以致に備ふ

臣按ずるに、関原記大全曰はく「神祖伏見第に在り、徳山五兵衛を召し利家臨

終に何をか言ふと問ふ。対へて曰はく「利家深^{はなは}だ以て秀頼公の成立を見ずして

死すること憾^{しんもく}みたり。嗔目^{しんもく}（目を見開く）大呼して瞑^{はなは}す（目をつむる）」と神祖流涕し其

の志に感ず。後幾十年、加藤清正嘗て人に語りて曰はく「利家晩年頗る儒学に

忠なり。太閤の薨後、宇喜多秀家・浅野幸長及び余を招き語る次に『大節に臨ついでみて専(専ふ)らにすべからざるなり』の章を挙ぐ。余(清正)、当時目丁(本)を識らず、其の義を釈せず。近年論語を読み頗る能く通曉す。今の世に在り、斯語を事とせざる者恐らくは不義に陥らん。或は謂ふ、利家は不学亡術、儒釈(儒教と仏教)王霸(徳治と武力統治)の弁(区別)、茫然罔措(もつそ)、ぼんやりしたさまたりと。余謂ふ、然らずと。天に年を仮し之をして学に進ましめば、則ち其の成就する所止まず。此れ歎惜に勝たふべし」と。臣此の語を觀るに特ただに利家学に志すのみならず、清正も亦儒術を尊崇するを知る。戦争の世皆絶へて無き所にして、僅かに記誦詞章の学に遠しと過つ有るのみ。蓋し亦文運將に之れ開かんとする兆しなり

七将密かに議る。利家既に薨じ三成必ず出づ。就きて(出る所をねらつて)之を殺す事今夕に在りと。三成の党桑原治右衛門知りて之を三成に告ぐ。三成匿れて出でず。

毛利輝元・宇喜多秀家・島津義弘・上杉景勝・佐竹義宣、皆三成に党す。義宣、

諸將三成に迫るを聞き大阪に馳せ至り秀頼に謁す。即ち利家の喪直ちに秀家の備前島の第に往く。景勝及び小西行長来会す。義宣以為へらく、伏見に至り内府に依託するに如かずと。乃ち三成をして婦人の輿に乘らしめ伏見に昇かき至り以て之を避けしむ。秀家・義宣、兵を置き之を護る。関原記大全・石卯餘史・関原合戦誌・関原軍記・

松栄記事 三成の第秀家に隣す。三成其の牆壁を毀ち両家の兵を合せ以て一隊と為す。

松栄記事 義宣向島に至り神祖に謁し三成を救ふを請ふ。神祖諾す。関原記大全 七将事

機に後れ三成の亡げ去るを悔い益ますます憤い悲し伏見に追ひ至る。又神祖に訴へ之を誅せ

んと請ふ。神祖、将佐を集め之を議る。本多正信(目)はく、「三成の姦邪比無し、諸

将の悪にくむ所と為るは宜むへなり。然れども五奉行の一として私を以て怨み之を殺さん

と欲するは公道に非ざるなり。今其の請に従はば則ち諸将益驕り其の悪む所の者

又之を殺すを請ひ、之を許さば則ち罪無く戮せらるる者必ず多し。許さずんば則

ち諸将必ず曰ふ、三成、閣下の悪む所故に之を殺す。某人、閣下の愛する所故に

之を活かすと。為に偏頗へんぱ（不公平）有らん。以て口実を藉かる、此れ禍乱の本なり。三成を留め以て諸將の患を遣すに如かず」と。松栄紀事載正信言曰、三成之死生在閣下無所損益也。

今諸將礼敬閣下、欲仮威以殺三成也。三成既死則諸將各懐自立之謀不復礼敬閣下也。留三成以敵諸將則閣下之威望日増重矣。按ずるに、此れ細川忠興、前田利家を諫むるの語と相同じ。数其の辞を遷就するなり。今家忠日記・関原合

戦誌に従ふ（神祖脱力）之を然りとし使を遣はし七將を諭して曰はく、「太閤薨じ未だ幾いくばく

ならず。秀頼大阪に在り、尚ほ幼し。私忿を以て兵を構ふべからず。宜しく亟すみかに罷り去るべし」と。七將命を奉うげず。神祖、書を七將に遣はして曰はく、「諸君秀頼を思はざるの故に兵革を妄動す。其の意解し難し。吾も亦三成と志を同じうす。請ふ、諸君と決戦せん」と。七將已むを得ず命を奉うけ遂に兵を釈とく。関原合戦誌・

石卯餘史・松栄紀事皆曰、神祖諭七將曰、「三成姦邪有余。然未至謀反。秀頼尚幼。不可妄興兵革以震驚之。今落三成之職、使之致仕居佐和山城。宜亟罷兵」。七將不得已奉命。皆謂「内府曲礼（間違つて待遇する）三成事不可曉然。以其落職為辞」。故罷兵。今從関原記大全 神祖、中村一氏・酒井重忠 関原合戦誌作右兵衛大夫忠世、今從

関原記大全 を遣はし三成を諭して曰はく、「子^し、今致仕し去りて佐和山城に之^ゆかば則ち

諸將の怒解けて天下事無し。令嗣(あなたのあとつぎ)隼人正、吾当に之を左右すべし。

其の長を^ま俟ち以て職に居^おく。子、憂ふる勿かれ」と。石卯餘史・関原合戦誌・関原軍記・松栄

紀事 三成、上杉景勝を招き密語して曰はく、「是秋足下当に帰藩し来^{きん}觀せざるべし。

内府必ず諸將を率ゐ会津に向ひ其の罪を声にして之を討つ。三成、秀家・輝元・

利勝諸卿と定約す。諸国に徴兵し以て大軍を興さん。内府智謀邁入^(人カ)すと雖へども

前後に敵を受け計出づる所無し。東征の將士も亦父母妻子を棄て内府に党する能

はず。或は会津城に入り或は京師に還らん。諸將離散せば則ち内府の計窮し諸和

するは必なり。宜しく其の変を觀以て之を制すべし」と。景勝計を定めて去る。関

原合戦誌曰、九月、景勝帰藩三成潜出佐和山城至景勝旅寓定計。今従関原記大全 三成、其の宰島左近清興

を召し可否を問ふ。清興前車後語集作勝猛、蓋杜撰也。今従諸家系図纂。本書曰、桐谷庶流 対へて曰は

く、「可ならず。七將私忿を以て我を脅かす。而して内府、我を救ふに力^{つと}む。其の

意叵測は(測れない)。今内府の勧めに従ひ佐和山に還り中路に変有らば悔何ぞ能く及ばん。料るに、君侯の兵一万を下らず。一千を佐和山に留め九千を徴発し四隊に分けな為し一千を臣に二千を舞兵庫に、関原合戦誌舞作前野国音転訛也 三千を蒲生備中に付け

よ。初称横山喜内。事蒲生氏郷賜氏。氏郷卒秀行削。三成召為臣 君侯三千を將ゐ火を浅野左京大夫

以下の第宅に縦て。臣兵庫備中と豊後橋より進み直ちに向島を襲ふ。内府必ず手下の兵をして之を防がしめて身は東国に赴かん。大和路を経なば則ち宇治に追ひ至り決戦せん。若し山科に継がば則ち備中を以て前驅と為し木幡より之を追はば則ち内府をして瀬田を過ぐるを得しめず。大阪の諸將、内府に党する者兵を率ゐて至る。事倉そうそつ掙に出せば部伍整ふる能はず。既に内府を獲へなば則ち我奮ひ彼沮む。此れ勝を制するの道なり」と。三成曰はく「汝の策誠に善し。然れども我、上杉・佐竹と計を定む。先に内府の言に従ひ然る後に之を図る」と。清興曰はく「然らば則ち佐和山の兵を徴し醍醐・山科・鏡山の側に屯し陰かに之が備を為せ」

と。三成之に従ふ。乃ち使を遣はし之を徴す。二隊各三千余人醍醐・山科及び鏡山に屯し以て三成を迎ふ。然る後命を奉く。関原記大全・関原合戦誌
七日、神祖、三成の奉行職を罷め之をして致仕せしむ。

十一日、三成佐和山城に還る。神祖途中諸將変を為すを慮り参河守秀康をして之を護らしめ、生駒近世・中村一氏之に副ふ。醍醐・山科を過ぐるに及び三成の臣高野越中・舞兵庫・大場土佐・大山伯耆等護衛して去る。秀康及び近世・一氏送り勢多に至りて還る。三成、正宗の良刀を秀康に贈り以て神祖の款曲(親切)に謝す。

関原記大全曰、良刀伝在越前忠直卿家、号石田正宗 然るに佐和山に至るに及び密かに親党を結び作乱を謀る。年譜・創業記・家忠日記・関原記大全・関原合戦誌・松栄紀事 是に先んじ、水野勝成、

其の父忠重の遂ふ所と為り流寓す。(三成) 一成等異図有るを聞き向島に抵り緩急に備ふるを請ふ。神祖其の志を喜ぶと雖へども忠重を以て厳しく之を絶ち謁見を許さず。

山岡道阿弥をして之と和解せしむ。道阿弥、美作守景隆弟、初為僧居勢田浄光院、来髪称八郎左衛門

景友、慶長初又落髮叙宮内卿法印称道阿弥 忠重命を奉^うけ勝成遂に謁を執るを得。 家忠日記・松栄紀

事 鍋島直茂、井伊直政に就き神祖に属し忠を輸^{いた}すを請ふ。神祖善く之を遇す。 松栄

紀事 黒田長政、堀尾吉晴に謂ひて曰はく、「内府向島に居す。利家卿の意と雖へども久安の計に非ず。伏見城に移居し以て京師・大阪を鎮むるに如かず」と。吉晴以て然りと為す。浅野長政・徳善院玄以と之を議る。二人之を善しとす。増田長盛・

長束正家異議有りと雖へども拒む能はず。故に四奉行之を上杉景勝・宇喜多秀家に言ふ。二人も亦以て然りと為す。故に生駒近世・中村一氏・堀尾吉晴を以て使と為し神祖に伏見城に移るを請ふ。神祖之を許す。 関原合戦誌曰、神祖威望日盛。長政・玄以・

長盛・正家相議曰、諸侯之悪吾輩訴于内府、則与三成無以異。不如奉内府以全身。乃勸一氏・吉晴使神祖移于伏見城。

家忠日記曰、三中老崇奉神祖建議。松栄紀事曰、一氏・吉晴与浅野長政・増田長盛・長束正家定議。拋関原記大全、

黒田長政実為首謀。故台徳公自江府寄書勞之。今従之。松栄紀事曰、一氏・吉晴請神祖曰、徳善院雖預密謀而実無他。

賜請以徳善院士卒番直之日入城則無猜防之嫌而天下幸甚

十三日、神祖向島より徙り伏見城に居し政事を裁決す。威重く滋盛んなり。ますます年譜・

創業記・家忠日記・関原合戦誌

是日、徳善院玄以番直す。故に堀尾吉晴玄以と議り城門の管脩かんやく（かぎ）を井伊直政に付く。

四月十七日、松平五郎左衛門忠政従五位下に叙せられ出羽守と為る。家忠日記、忠政、

神原康政長子、出繼外祖大須賀康高身天正十七年、其後賜松平氏

十八日、豊臣秀吉の祠号を勅賜し豊国大明神と曰ふ。

十九日、遷主す。神祖之に詣づ。照高院を過ぎ天台論議を聴く。創業記・家忠日記・関原

合戦誌・石卯餘史○創業記曰、勅使至阿弥陀峯新八幡堂。先是太閤遺命号其祠曰、八幡大菩薩。至是以称謂、不当。

易令号

二十二日、高力士佐守正長卒す。家忠日記・高力系図 神祖、堀尾吉晴の労を喜び誓書を賜ひ以て好を結ばんと欲す。吉晴辞し敢へて当らず。経日、井伊直政誓書を作し

己が名を署し以て授く。吉晴乃ち之を受く。関原記大全・関原合戦誌

五月、神祖大阪城に如く。初め秀吉薨じ五奉行密議す。秀頼の所生浅井氏を前田利家に配し秀頼の養父と擬し以て神祖の権を抑へんと欲す。事未遂にして利家逝す。神祖予め其の謀を聞き是に至り城中を按行す。新造する所の門櫓を見大いに怒りて曰はく「利家の姦計露なり。あつわ然れども既に物故せり。須らく利家を誅し以て其の罪を正すべし」と。利勝聞きて憂へ懼る。細川忠興に謀り伏見にいた抵り無罪を陳謝す。神祖の怒り解く。細川家伝録・松栄紀事

六月、世子首服を高力正長の子左近に加へ嗣と為す。諱字を授け名づけて忠房と曰ひ佩刀を賜ふ。家忠日記・高力系図、忠房後為摂津守 嶋津忠恒帰藩し伊集院久直を討つ。

神祖寺澤志摩守廣高をして之をゆる宥さしむ。廣高越中守廣正子 國中暫く事無し。是に至り久直又反し十二寨を置き拒守す。忠恒兵を將ゐ之を討つ。

七月九日、神祖、山口勘兵衛直友を以て使と為し書を忠恒に賜ひ戒む。反臣を誅

して将来を徴し、方略を設けて兵を損ぜざるを以てせよと。鏃二千隻・暑衣二百領を以て副ふ。忠恒書を献じ捷を報ず。家忠日記・松榮紀事 神祖、浅野長政・増田長盛・

長束正家を召し謂ひて曰はく「我秀頼に代はり庶務を参決す。秀家・輝元以下諸將の、航海し朝鮮に入る者、太閤尚ほ存すと。必ずや其の功を録さん。秀頼幼弱にして其の事無しと雖へども宜しく七八月間を以て各本藩に帰り休息し明年秋冬に至り来侍ふべし」と。三奉行大阪に帰り其の言を四大老に告ぐ。是に於て宇喜多秀家備前に帰り、毛利輝元安芸に帰る。上杉景勝請ひて曰はく「去年越後より会津に移り未だ施政に及ばず。奥地動揺し易きは内府の知る所なり。願はくは帰藩し鎮撫せん」と。前田利勝も亦請ひて曰はく「今春封を紹つぎ未だ事を視るに暇あらず。願はくは北国に帰り父政を修拳せん」と。神祖之を並び許す。故に景勝・利勝も亦帰藩す。生駒近世・中村一氏・堀尾吉晴も亦帰藩を許さる。関原記大全 其の余の諸將黒田如水豊前に帰り、加藤清正肥後に帰り、細川忠興丹後に帰る。家忠日記・

細川家伝録○関原合戦誌・松栄紀事並曰、清正・忠興、怨神祖庇護石田三成帰藩。拋関原記大全使諸將休息者出於神祖之意。故不取

是夏、竹中貞右衛門重信 後任伊豆守名拋関原記大全 ・毛利民部少輔・早川主馬首 民部少輔

関原合戦誌作伊勢守、蓋改仕也。合戦誌又曰、主馬首前此病死、然諸書皆云、監使七人竹中・毛利・早川三人と福原・

大田・垣見・熊谷四人相訴、今從之、家忠日記以主馬首列直孝等、以為五人蓋誤 同僚福原直孝・太田飛騨

守一吉 初称小源五 ・垣見和泉守家純 初称弥五郎垣見或作算誤 熊谷内蔵允直陳 初称半次郎 朝

鮮軍中に監使として時事を争ふ。論弁已まず。是に至り之を訴ふ。神祖其の曲直

を訊ぬ。徳善院玄以・浅野長政・増田長盛・長束正家等侍ふ。曲は直孝等四人に

在り。神祖、直孝を豊後府内城に収め之を逐ふ。一吉・家純・直陳門を杜とざし出

でず。家忠日記・松栄紀事並曰、放逐直孝等四人、没其采邑。関原合戦誌曰、不收采邑杜門屏居、竹中・毛利固請

逐之而一吉等皆太閤近習之臣与奉行親昵、故遅緩其事。無幾乱起。長盛・正家赦其罪引為己党。関原記大全曰、直孝

被逐其余屏居、今從之○関原記大全駁諸書之説曰、神祖以為忠興・清正等七将欲殺三成。其原赴于朝鮮監使擁蔽其功、

故召直孝・一吉・家純・直陳訊詢其事、直孝・三成之兄、木工頭、屏女婿（婿）也、党于三成不以実告、故逐之、其
余屏居証以明年三成之乱。一吉抛白杵城、家純・直陳在大垣城、黒田如水攻富来・安喜二城。然諸書明言、監使三人
与同僚四人相訴、明年与三成者合戦誌之説為得。故不取 志摩鳥羽城主九鬼嘉隆、伊勢巖手城主稻
葉蔵人道通と忿争す。道通兵庫頭重通子 道通管内の木を伐り水に泛^{つか}べ京畿道に達す。
嘉隆の管内を歴る故に歳ごとに漕税を輸^{いた}す。秀吉の薨に及び道通復びは之を輸^{いた}さ
ず。嘉隆之を徴す。道通肯^{がえん}ぜず。嘉隆之を訴ふ。有「^か」^か「決乃ち之を上ぐ。神
祖曰はく「太閤恒に民徭役多きを憫^{あわれ}み宇治・淀川の漕税を免^むず。無何^{むか}（あえなく）薨
逝す。故に今だ遠に及ばず。太閤猶ほ存せば則ち必ず遠に及ぶ。然りと雖へども
吾此の事を断ずるに非ず。特だ太閤の心を推して言ふのみ」と。是により道通益^{ますます}
税を輸さず、嘉隆之を憾む。明年石田三成の乱に道通、神祖に属し嘉隆、三成に
党す。実は此に基づく。松栄紀事曰、神祖命曰畿外之地去此既遠、吾不能聴、其訟、今従家忠日記・年譜

附尾・関原合戦誌○関原記大全不取此説曰、嘉隆惑三成・長盛之邪、謀謂秀頼可以得志、故寇剽不遺余力不必有憾於

神祖之判、而攻道通、然諸書之說皆加此、今從之

八月十三日、神祖京師に抵る。

十四日、入朝す。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事 歸路三本木第を過ぎ故関白秀吉夫人木

下氏(北政所) 号高臺院 おとな を訪ふ。

是日、伏見城に還る。

十六日、石清水社に詣づ。神祖又浅野長政・増田長盛・長束正家を召し謂ひて曰はく「久しく大阪に往き秀頼母子に見えんと欲すれども体佳からざるを以て稽延し今に至る。秋涼清爽。將に九月九日を以て登城せんとす」と。三奉行大阪に還

り秀頼及び大虞院に告ぐ。関原記大全 石田三成佐和山に在り。日に邪謀を逞うし非望

(大それた望み) を覬覦す(うかがう)。陰かに増田長盛・長束正家をして前田利勝・浅野

長政を神祖に讒せしむ。松栄紀事

九月七日、神祖大阪に如く。井伊直政・榊原康政・本多正信等數十人扈從す。神

祖、石田三成の故第に宿す。 関原記大全

其の夜、長盛・正家密かに神祖に告げて曰はく、「加賀中納言異図有り。公登城し重陽節を賀するの日を以て、浅野弾正出で迎へて公の手を執り大野修理亮・土方勘兵衛をして公を伐たしむ」と。
松栄紀事曰、弾正与公囲棋執公手使二人伐公。按ずるに、此れ讒者の空言と雖へども登城賀節必ず囲棋に至らず。今家忠日記・関原合戦誌に従ふ

神祖諸將を召し之を議る。

正信曰はく「此れ細故（細かなこと）に非ず。宜しく病と称し城に入らざるべし。伏見に兵せんと欲す。備えを厳^{いま}しめて去らん」と。直政・康政・忠勝曰はく「必ずしも変有らず。登城可なり」と。神祖両ながら其の言を用ゐる。

八日黎明、伊奈図書^やを伏見に遣はし兵を徴す。
家忠日記曰、十二日遣図書于伏見。按、十二日、

神祖遺伏見。今従関原記大全・関原合戦誌。○松栄紀事曰、神祖聞長盛・正家之言曰、豈有此事吾必登城。今従上諸

書

八日、神祖、長盛第に至り密語すること良久^やし。
松栄紀事曰、七日夜往長盛第。今従年譜・創業

九日詰旦きつたん（早朝）、伏見の兵大阪に至る。凡そ三千八百人。参河守秀康処守す（留まっ

て守る） 関原記大全・本書曰、伏見兵到三成之第狭隘不能容故 分処三成兄木工頭之第 曰、辰を加へ神祖大

阪城に入る。従者常に倍し桜門に至る。門者之を呵しかりて曰はく、「門内多士を容れ

ず」と。従者聞かずとなして入る。井伊直政・本多忠勝・榊原康政等十二人神祖

に従ひ堂内に入り揚言（声をはりあげ言う）して曰はく、「内府、今日戒心有る故に吾曹

敢へて此に至る」と。神祖、秀頼及び大虞院に謁す 秀頼所生浅井氏、秀吉公薨祝髪（断髪）号

大虞院 直政・忠勝・康政三人、障を隔てて坐す。浅野長政疾と称し出でず。神祖出

で中厨を過ぐ。方一丈二尺の紙燈有り、時の人大阪大紙燈と呼ぶ。神祖之を見て

曰はく、「関東の人未だ嘗て見ざる所なり。宜しく従者をして之を觀しむべし」と。

酒井忠利出で従者を呼び従者皆入る。神祖之を率ゐる旅寓に還る。 関原記大全・関原合戦誌

○松栄紀事曰、神祖還自城中、下令曰、大阪諸将第宅各建楼櫓。此何謂也、宜亟毀之。諸書所不載附以衛攻（ママ） 増

田長盛・長束正家、神祖大阪西城に入居し秀頼を輔佐するを勧む。神祖之に従ひ西城に徙居す。諸侯、神祖に事ふるに秀吉在城の時の如し。年譜・創業記・家忠日記・石

卯餘史○関原記大全曰、十二日、神祖還伏見。載一説曰、不還伏見遂入西丸。按ずるに、年譜・創業記等諸書伏見に還るを書かず。関原記大全も亦再び大阪に往くの日無し。一説諸書と合ふ。今之に従ふ。大全又曰、神祖、謂増田長盛・長束正家曰、吾以太閤之遺命欲輔佐秀頼。而秀頼移于大阪不能遂志。今欲移居西丸以絶政令。是春秀家・景勝・輝元使吾大阪・伏見二城扱其一而居之則不宜有異同。長盛・正家奉命。今按ずるに、長盛・正家、神祖に勧むるは事体豈に然らんや。故に関原合戦誌・松栄紀事に従ふ。但、合戦誌云、長盛・正家告之大老取進止（判断を求める）。按ずるに、此の時秀家・景勝・輝元皆藩に就き一人として大阪に在る者無し。又按ずるに、松栄紀事、神祖、諸將に命じ急ぎ櫓を西城に築かしむ。関原記大全曰はく「西丸は秀吉の楼櫓殿閣を築く所にして悉く備ふ故修繕に及ばず。神祖即ち移居す」と。或は云ふ「奉行殿守を築き以て神祖に奉る」と。恐らくは非ざるなり。大全の説得たり。故に並び取らず。

晦、神祖寺澤廣高を薩摩に遣はし島津忠恒を援く。伊集院久直えいじょう嬰城（籠城）固守し忠

恒抜く能はず。家忠日記・関原合戦誌二書並云、明年神祖再遣山口直友於薩摩、請和。久直奉命出城去。然明

年事實詰繫故附子（于此カ）

十月五日、南部大膳大夫信直卒し、子信濃守利直嗣ぐ。家忠日記・四家合考 神祖、増田長盛・長束正家を召し浅野長政・大野治長・土方雄久の罪状を定め前田利勝を撃つを下令す。

八日、大野治長を下野結城に、土方雄久を常陸大田に流す。佐竹義直居大田城 長政を黜し甲州采邑に居せしむ。長政敢へて采邑に赴かず武蔵府中に屏居す。年譜・創業記・

関原記大全・松栄紀事 長政、利家の姻戚。雄久、利家の表兄弟。治長、雄久と交睦。故

に長盛・正家其の謀を神祖に告げ之を構問す。年譜附尾 丹羽長重西城に至り神祖に謁して曰はく「前田利勝の反計有るを聞く。下官居る所の小松城、金沢城に隣す。

出師し之を撃たん」と。則ち前鋒を為すを請ふ。神祖之を賞し佩刀を授け以て加賀を征むる前鋒と為す。長重悦びて小松城に還る。松栄紀事作大聖寺城。按ずるに、此の時山

口玄蕃允宗和大聖寺城に在り、紀事誤り。今関原記大全・関原合戦誌に従ふ 石田三成佐和山城を修し隍をほり

浚へ壘を増し知名の士を招く。人皆其の異志有るを疑ふ。神祖、増田長盛・大谷

吉継をして之を詰問せしむ。三成対へて曰はく「佐和山城、諸国往来の道にして

湮没蕪穢いんぼつぶわい（土地が荒れ雑草がしげる）。故に之を稍治ややすのみ。敢へて他有るに非ず」と。関

原記大全・関原合戦誌・石卯餘史○関原合戦誌・石卯餘史並云、神祖遣本多忠勝於佐和山視之。三成出迎之、享礼殊

渥厚贖之。忠勝還言其無他。人言始姑息。諸書皆書忠勝受賂而還。時人譏之。是不知機變者之説也。忠勝忠勇有余。

豈耽利欲者哉。神祖命使与忠勝復命皆有意為之而紛紛之説由是方息。是欲鎮靜物情也、力弁諸書之非然。家忠日記・

関原記大全・松栄紀事並無其事。質之本田家譜亦無使於佐和山之事故不取 神祖、柴田左近を佐和山に遣

はず。人其の故を知らず。三成誓書を神祖に上り以て北陸に出師するに趣く。家忠

日記・関原合戦誌・松栄紀事 関原記大全載一説曰、神祖將討利勝故以左近為使、使三成出兵、三成悦奉命。蓋臆度

之言也 細川忠興、利勝を撃つを聞き舟にて大阪に至る。神祖使を遣はし忠興に謂ひ

て曰はく「利勝異図を蓄ふ。豈に子しも亦之に党するや」と。忠興謝して曰はく「利

勝豈に敢へて異心あらんや。下官嘗て利勝に謂ひて曰はく、「嗣君幼弱にして倚頼に足らず。当に今の世に天下の権を執る者内府を過ぐる無かるべし。輿望よぼう（人望）悉く之に歸す。然して石田三成、太閤に親近し頗る権勢有り。其れ或は三成に属さんか」と。利勝怒りて曰はく、「吾豈に三成の下風に立たんや」と。此を以て之を揆はかるに利勝明公に負そむかざるは必なり」と。石卯餘史・関原合戦誌、所記各異。今択其可者。従松栄紀

事

臣按ずるに、細川忠興関閩の家（管領家）に生れ攻城野戦其の功較著かくちよ（明らか）なり。

而して其の凡そ大なるは、神祖と前田利家とを調停するに在り。石田三成久しく異図を蓄へ利家の老病残喘幾も無きを見、陽いつわり之を奉ると為す。而して日夜

媒蘖ばいげつ（仲立ち）巧みに離間の計を為す。忠興之を知り詳しく利家に告ぐ。利家其の

姦を悟り神祖と和好す。神祖・利家の和好故もとの如くにして三成の計沮む。既にして利家薨じ三成計に百はげみ神祖を除かんと欲す。而れども忠興等七将三成に憾

み有り、必ず之を殺さんと欲す。神祖あわれ矜みて之を庇護す。落職し佐和山城に居せしむ。三成又利長をそそのか嗾し陰かに其党をして浅野長政等を神祖に讒せしめて、其罪を利長に帰せんと欲す。其計愈巧いよいよみにして其情見難し。忠興能く隱微を探る。故に其貳無きこと明らかなるを神祖に説く。利長の冤枉えんおう（無実の罪）始めて理を申すを得て庚子の乱（関ヶ原の戦）に力を竭くし兇徒をほろぼ勦す。北陸をしたが徇へ以て三成の羽翼をおお鍛ふ。此れ其大なる機関にして忠興の功隱然と攻城野戦の外に在るなり

忠興使を金沢に遣はし利勝に神祖と和を請ふを勸む。利勝、弟利政と議り書を作し其無貳を明らかにす。其宰横山大膳長知をして之を齊へしむ。長知後称山城大阪に至り井伊直政に憑き之を告ぐ。神祖、長知を召し親ら之を問ふ。長知、利勝の書を捧げ俯伏し言ひて曰はく「肥前守、太閤の厚恩を忘れ大納言の唐名（大納言の唐名）の遺命に背く。苟こゝろも二心を懐く、幼君をへつじよ蔑如す（いいかげんに扱う）、則ち罪戾れい孰れか大ならん。

縦^{たと}ひ肥前守喪心病狂し不軌を圖らんと欲するも一一の老臣豈^{かんそう}に諫諍^{かんそう}（争つてでも諫める）せざる。冀^{ねが}はくは照察を垂れんことを」と。神祖色を作して曰はく「利勝久しく不臣の心を蓄ふ。故に今春父の遺命と称し命母芳春院を金沢に遣はす。其の意知るべし。汝宜しく亟^{すみ}やかに歸るべし。此に在り何をか為さん」と。終に利勝の書を見ず。長知固く之を見るを請ふ。神祖之を披き長知に謂ひて曰はく「何ぞ誓書を送らざる」と。対へて曰はく「去年太閤薨じ肥前守誓書を上る。故に再び上るに及ばず。若し又之を疑はば千百を累ぬと雖へども終に無益なり。宜しく平生を以て其の情偽なるかを観るべし」と。神祖意解けて曰はく「然らば則ち家老一兩人を以て副へ芳春院を大坂に送還せよ」と。長知曰はく「此れ肥前守兄弟の意に在り、臣の敢へて知る所に非ざるなり」と。神祖之を然りとして曰はく「汝宜しく蚤^{つと}に金沢に歸り利勝兄弟を諭し質を致すべし」と。長知命を奉け退く。応対甚だ謹言にして条理有り。神祖の左右皆之を称む。

松榮紀事曰、神祖聞細川忠興之言遣使金沢探其

虚実、利勝大驚上書明其無貳、且曰、先人与明公和好既成、未幾、機異則不唯背太閤之遺命、亦違先人教、下官雖不

肖豈敢如此、神祖曰、言不虛飾則來此陳謝。利勝奉命、然深雪不能進焉、故神祖期以明年之春。今從関原記大全・関

原合戦誌 日蓮宗の僧に(布力)不施を受く、(布力)不施を受けず二流有り。往年前関白秀吉大仏

を供養するに不受不施僧出でず。去年秀頼、秀吉の冥福を薦むるに亦出でず。不

受親施二流弁を争ひ已まず、遂に之を訟ふ。神祖出で西城外殿に在り、親ら其訟

を聴く。奉行列坐し徳善院玄以之を判す。不受不施僧語塞す。神祖断じて曰はく

「大仏を供養するに出でざる者汝の法に任す。国主の冥福を薦むるに出でざる者

其の罪大なり」と。遂に不受不施僧を遠流に処す。家忠日記・関原合戦誌 宇喜多秀家の

重臣宇喜多左京亮孝親 和泉守直家姪安心子、後重称阪崎出羽守孝親、或作正勝、関原合戦誌信顯、武家盛

衰記成正、玉滴隠見重長、元寛日録員盛、皆無一定之説。今從阪崎家譜 ・戸川肥後守達安・花房志摩守

職之・岡越前守、嬖臣へい（主人の氣に入り）中村刑部の讒佞ざんねい（心が邪悪で口先がうまい）擁蔽ようへい（おお

いかくす）、旧臣を疎行そていする（孤立させる）を悪み之を誅するを請ふ。刑部初称二郎兵衛、秀家之

妻加賀大納言利家之女也、二郎兵衛為勝（よう）臣來備前、諂事權臣長船紀伊守、有寵於秀家、秀家甚親任之、更稱

刑部專國政 秀家聴かず。四人固く之を請ふ。秀家刑部を其の第に匿し出さず。四人之を索むるを請ふ。各部兵を擁し玉造街に抛りて反す。髪を断ち号を為す。秀家の兵至らば則ち將に逆へ戦はんとす。大谷吉繼、榊原康政をして之と和解せしめんと欲す。事成らず。神祖之を聞き康政を責めて曰はく、「平巖親吉関東より至る。

汝当に之に代り東歸すべし。秀家家の事何ぞ汝の事に関らん。而るに留滞し此に至るか。秀家は大家なり、豈に汝貨賂を取らんと欲せんや」と。康政即日東に歸る。吉繼之を聞きて曰はく、「吾内府の為に忠誠を輸さんと欲す。而るに其の康政を責むるは是れ我を責むるなり。我何の面目ありて以て人に見ゆべけんや」と。

是れより始めて神祖に貳の心あり。家忠日記・関原記大全・関原合戦誌・松栄紀事 秀家四人の

専恣（わがまま）を神祖に訴ふ。神祖、徳善院玄以・増田長盛を召し之を議る。四人

の罪を定め宇喜多孝親・戸川達安を玄以に付け、岡越前守（・花房職之を長盛に付く）脱

力」家忠日記・松榮紀事並曰、神祖聽訟放逐四人。関原合戦誌曰、神祖將佐相議曰、四人与秀家兵鬪死則大阪騷擾而内府受棄之之譏。乃私輸隊長二人戌玉造街以防護之、秀家無如之何。四人感激歸附神祖。今從関原記大全

十一月、前田利勝、所生芳春院及び重臣村井豊後・山崎安房を以て質と為し大阪に送る。神祖、増田長盛・長束正家を召し謂ひて曰はく「利勝老母・家老を以て質と為す。此れ吾と講和の験にして其の異凶無きは明らかなり。然るに之を大阪に質(質)ければ則ち公家に於て之れ質するを嫌ふ。吾之を江戸に送らんと欲す。何如いかん」と。長盛以て不可と為す。神祖聽かず。二人固く之を争ふ。神祖曰はく「然らば則ち書を利勝に送り以て其の意を觀ん」と。乃ち書を作し利勝に寄せ以て之を諭す。利勝、利政を召し之を議る。利政流涙し以て不可と為す。利勝素神祖もとと修好せんと欲す。故に利政の諫を用ゐず、復び命を奉うくを書す。神祖遂に北伐を輟やむ。芳

春院為質、創業記・家忠日記・関原合戦誌皆係明年之春、関原記大全係是冬、叙事最詳今從之

十二月三日、神祖摂州茨城に放鷹す。河尻肥後守之を享す。肥後守蓋故肥後守秀隆子、関原

記大全曰、名宗久、石卯餘史作直次、未知孰是 佐佐淡路守・堀田若狭守繼一 六郎右衛門之繼子、關原

記大全作重氏、今堀田系圖訂之 秀頼の鷹師を率ゐ扈從す。織田有楽・細川玄旨・有馬法

印・金森素玄・山岡道阿弥・岡江雪・前庭半入 前庭或作前波、前羽国音相同、姓日下部、朝倉氏

族 駕に従ひ接伴す。一繼以下に金銀衣服を賜ふ。各差有り。

五日、神祖大阪城に還る 關原合戦誌係十一月日、淹留五六日。關原記大全曰、十二月五日放鷹、六日還大

阪。創業記・松榮紀事係十二月而不日、今従家忠日記

是月、世子夫人浅井氏伏見より江戸城に赴く 家忠日記・關原合戦誌 毛利輝元の長子藤

七郎秀就著袴し従四位下に叙せらる。後為長門守 神祖、榊原康政を以て使と為し袴

を贈る。家忠日記 按ずるに、康政江戸に帰るは上文十月に見ゆ、使を輝元に奉る、或は其の前に在り、本書年

尾に係けて月無し。今考する所無し 荒川二郎九郎卒す 家忠日記・本書曰、元年二郎九郎養松平隠岐守定勝

第三子三郎四郎定綱為子、及卒家臣皆欲以荒川氏之族為嗣不奉命。太夫人水野氏怒其違約。神祖曰、三郎四郎何必以

繼他人之家為米哉。彼成長之後領給采邑。当倍荒川氏。太夫人意解 水野三左衛門分長 右衛門大夫忠政孫、

備後守某子、叙從五位下任彈正忠為水戸威公家老更備後守 大番頭と為る。阿部左馬助忠吉 伊予守正勝

第二子、備中守正次第 步行頭と為り食邑五千石を給ふ。植村新六郎家次卒し子新六郎家

正嗣ぐ。家忠日記、家次叙從五位下任志摩守、出羽守家政子家正襲称新六郎

(卷之七 終)